

第3次川西市男女共同参画プラン【改定版】

～男女の自律と平等をめざして～



平成30(2018)年3月

川 西 市

はじめに

男女共同参画の取り組みは、国内外で推進され、本市でも平成 25(2013)年に第 3 次男女共同参画プランを策定するとともに、平成 27(2015)年には「男女共同参画推進条例」を制定し、さまざまな施策を展開してきました。

平成 28 年(2016)年 8 月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、「夫は外で仕事、妻は家庭」という「性別による固定的役割分担」を否定する回答は増加しています。

しかし、社会通念や慣習、法律や制度上で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は依然として低い状況にあります。

さらに、平成 27(2016)年 8 月には、「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」が制定されました。急速な少子高齢化の進展の中で、自らの意思によって就業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となってきました。

こうした状況を踏まえ、本市では、第 3 次男女共同参画プランを見直しました。このプランは、「女性活躍推進法」の趣旨に基づく「女性活躍推進計画」を包含しています。

今後は、このプランに基づき、市民の皆さまや事業者の方々とともに、基本理念であります「個人の尊厳を大切にし、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざしてまいります。

最後に、プランの改定にあたり、川西市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントなどを通して多くの市民の皆さまからご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。



平成 30(2018)年 3 月

川西市長

大塩民生

も

く

じ

第 1 章	第3次男女共同参画プラン(改定版)の策定について	1
(1)	プラン策定の趣旨と背景	1
(2)	計画の位置づけ	5
第 2 章	川西市のめざす社会	6
(1)	これまでの実績	6
(2)	基本的な考え方	7
(3)	第3次プラン(改定版)の基本理念と重点課題	9
第 3 章	6つの基本目標と16の基本課題	10
(1)	施策の体系	10
(2)	基本目標と基本課題、施策の方向と具体的施策	11
基本目標	男女共同参画についての理解の促進	11
基本課題 1	男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開	12
基本課題 2	男女共同参画に関する教育の徹底	14
基本目標	女性のエンパワーメントの推進	18
基本課題 3	政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	19
基本課題 4	危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進	23
基本目標	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	25
基本課題 5	働く場における男女共同参画の促進	26
基本課題 6	男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進	30
基本目標	あらゆる人が安全で安心して暮らせる環境づくり	36
基本課題 7	性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護	37
基本課題 8	ライフステージに応じた健康づくりの支援	40
基本課題 9	さまざまな暴力の根絶	42
基本目標	配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶 (川西市配偶者等からの暴力対策基本計画)	45
基本課題 10	DV防止に向けた啓発・教育の徹底	46
基本課題 11	相談体制の充実	49

基本課題 1 2	被害者の安全確保	52
基本課題 1 3	被害者の自立支援	54
基本課題 1 4	推進体制の強化	56
基本目標	男女共同参画施策の推進と進行管理	58
基本課題 1 5	男女共同参画の施策推進体制の強化	59
基本課題 1 6	市民参画の体制整備	64

資料

男女共同参画プラン用語解説	66
平成 28・29 年度川西市男女共同参画審議会委員名簿	75
男女共同参画プラン見直しに係る審議会検討経過	77
川西市男女共同参画審議会規則	78

文中の図は、下記の川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）から抜粋したものです。平成 23 年 11 月実施の市民意識調査（平成 24 年 3 月）、平成 26 年実施の内閣府世論調査（女性の活躍推進に関する世論調査）、平成 28 年実施の内閣府世論調査（男女共同参画に関する世論調査）と比較しています。

記

調査の設計

- (1) 調査対象 川西市に居住している満16歳以上の市民 2,000人
- (2) 抽出法 住民基本台帳による無作為抽出（平成28年8月1日現在）
- (3) 調査期間 平成28年8月16日～平成28年9月9日
- (4) 調査方法 郵送配布、郵送回収（ハガキによる督促1回）

回収結果

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
女性	1,000	514	51.4%
男性	1,000	351	35.1%
合計	2,000	878	43.9%

有効回収数の合計には、「その他」1人、性別不詳12人を含む。

年齢構成

16～19歳 2.5%、20歳代 5.7%、30歳代 9.6%、40歳代 17.3%、50歳代 14.1%、60歳代 21.1%、70歳代 20.3%、80歳以上 8.3%、無回答 1.1%。

第1章 第3次男女共同参画プラン(改定版)の策定について

(1) プラン(改定版)策定の趣旨と背景

川西市では、平成5(1993)年に、女性プラン「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」を策定して以降、時代の変化に対応するため概ね5年ごとにプランの改定を行い、男女共同参画社会⁽¹⁾の実現をめざして、関連する施策や取組を推進してきました。

平成28(2016)年8月に本市が実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、「夫は外で仕事、妻は家事・育児など家庭を守るのがよい」の問いに「そう思う」という市民は、減少傾向にあるなど、男女共同参画に関する市民の意識は確実に変化してきています。

しかし、男女の地位の平等感については、多くの項目において男性よりも女性の方が不平等さを感じています。例えば「家庭生活」や「地域活動の場」、「社会通念・習慣・しきたり」、「政治経済活動への参加」では女性の方が10ポイント前後、「法律や制度上」では18.6ポイント低くなっています。

さらに、平成27(2015)年8月には「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法⁽²⁾」という。)が制定されました。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の就業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展やその他社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現していくことが求められています。

このため、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間を計画期間として策定された「第3次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～」の中間年(見直し時期)に当たり、今後予測される社会情勢の変化や現状等を踏まえ、「女性活躍推進法」の趣旨に基づく「女性活躍推進計画」を包含した「第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)」を策定するものです。

1. 世界の動き

昭和50(1975)年の「国連国際婦人年⁽³⁾」に国際婦人年世界会議がメキシコシティで開催され、「世界行動計画」が採択されました。

「国連婦人の10年⁽⁴⁾」の最終年にあたる昭和60(1985)年には「第3回世界女性会議⁽⁵⁾(ナイロビ)」が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議(北京)」では、現在の女性の地位向上に関する国際的な指針とも言うべき「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成12(2000)年には、そのフォローアップとして、第23回国連特

別総会（女性 2000 年会議）⁽⁶⁾が開催され、成果文書が採択されました。平成 23（2011）年には、既存のジェンダー関連 4 機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室、女性の地位向上部、国連婦人開発基金、国際婦人調査訓練研修所が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（UN Women）が発足し、平成 27（2015）年には、UN Women のアジアで初めての事務所が東京に開設されました。

平成 26（2014）年には、日本政府が国連に提出した「女子差別撤廃条約⁽⁷⁾実施状況第 7 回及び第 8 回報告」について、女子差別撤廃委員会から、女性だけに課された再婚禁止期間の廃止や夫婦別姓を認めない規定の法改正などを含む最終見解が出されました。

平成 27（2015）年には、第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」の採択 20 年（北京 + 20）を記念し、ジェンダー⁽⁸⁾平等と女性のエンパワーメント⁽⁹⁾に関するグローバル・リーダーズ会合が開催されました。

2 . 国の動き

昭和 52（1977）年に初の「国内行動計画」が策定され、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法⁽¹⁰⁾」が制定されるとともに、これに基づき平成 12（2000）年には「男女共同参画基本計画⁽¹¹⁾（第 1 次）」が策定され、総合的かつ計画的な取組が進められました。

また、平成 16（2004）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法⁽¹²⁾」という）」や「育児・介護休業法⁽¹³⁾」が改正されるなど、男女共同参画の推進に向けた法制度の整備が進められました。

平成 27（2015）年 8 月に「女性活躍推進法⁽²⁾」が成立し、国や地方自治体、民間事業主に、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表を義務づけるなどの取組が始まりました。

また、平成 27（2015）年 12 月には「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」を基本的な方針とする「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 . 兵庫県の動き

昭和 60（1985）年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、平成 2（1990）年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」、平成 8（1996）年に同プランの「後期実施計画」がそれぞれ策定されました。

この間、拠点施設として県立女性センターの設立をはじめ、さまざまな取組がなされ、施策が推進されてきました。

平成 13（2001）年には、男女共同参画づくりを総合的かつ計画的に推進するため「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン 21 - 」が策定され、

平成 14(2002)年には、県の施策の基本的事項を定めた「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

平成 18(2006)年には、「兵庫県男女共同参画計画 - 後期実施計画」「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画」「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」が策定されたほか、県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば⁽¹⁴⁾」が開設され、チャレンジしたい女性のための支援の充実が図られています。

さらに、平成 26(2014)年には、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を、平成 27(2015)年には、「第 5 次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション 8 - 」が策定されるとともに、平成 28(2016)年には、「すべての女性の活躍」「仕事と生活の両立支援」「互いに支えあう家庭と地域」「安心して生活できる環境の整備」「次世代への継承」を重点目標とする「ひょうご男女いきいきプラン 2020(第 3 次兵庫県男女共同参画計画)」が策定されました。

4. 川西市の動き

昭和 62(1987)年に兵庫県内では初の「婦人センター」を開設しました。

平成元(1989)年には、女性政策の専管組織として「婦人対策担当」を設置し、男女平等に向けての政策が本格的にスタートしました。

平成 5(1993)年には「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」(第 1 次プラン)を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

平成 15(2003)年には、「川西市男女共同参画プラン - 男女の自立と平等による共同参画をめざして - 」(第 2 次プラン)を策定し、6 つの基本目標と 132 の具体的施策を設定するとともに、市長を本部長とする川西市男女共同参画推進本部⁽¹⁵⁾を設置しました。また、同年「川西市女性問題懇話会」を廃止し、「川西市男女共同参画審議会⁽¹⁶⁾」を設置しました。

平成 25(2013)年には、「川西市配偶者等からの暴力対策基本計画」を包含した「第 3 次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～」(計画期間：平成 25(2013)年度から 34(2022)年度まで)を策定しました。また同年には、市民から「川西市男女共同参画条例の制定を求める請願書」が提出され、市議会で採択されました。

平成 27(2015)年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的として「川西市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 28(2016)年 5 月には、「第 3 次川西市男女共同参画プランの見直しについて」を川西市男女共同参画審議会⁽¹⁶⁾に対し諮問し、同年 9 月に実施した「川西市男女共同参画に関する市民意識調査」から得られた本市の実態や市民意識などを踏まえ、平成 29(2017)年 10 月に同審議会から答申が市長に提出されました。

5 . 世界の中の日本

ジュネーブに本部を置く非営利財団「世界経済フォーラム」は、各国の男女間の格差を数値化しランキング化したジェンダーギャップ指数（GGI）を毎年発表しています。

この指数は、女性の地位を経済、教育、政治、健康の4つの分野で分析します。

2017年版では、日本は144カ国中114位で、各分野の順位は、経済114位、教育74位、政治123位、健康1位となっています。

ジェンダー・ギャップ指数(2017)

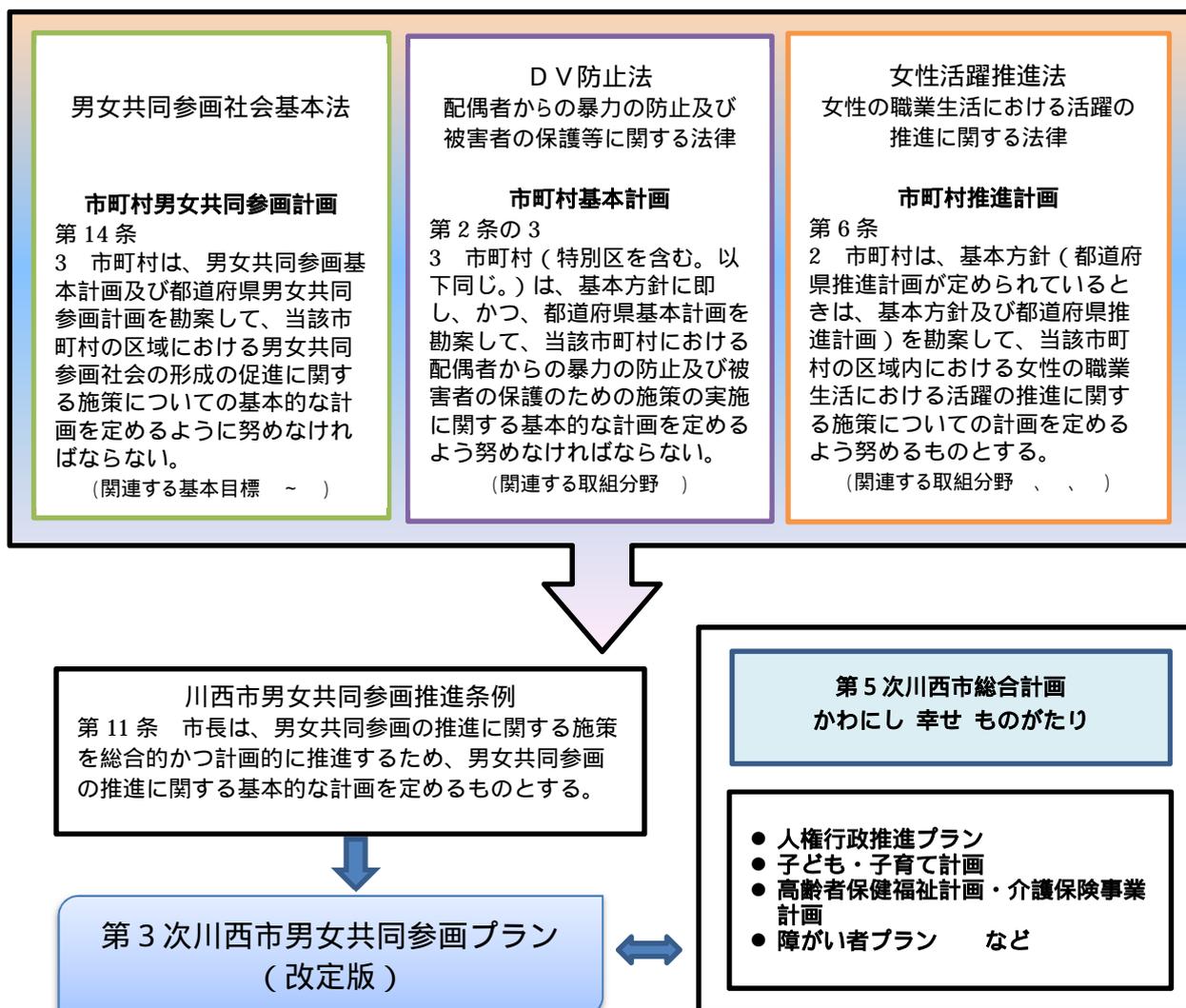
主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
49	アメリカ	0.718
71	ロシア	0.696
82	イタリア	0.692
100	中国	0.674
114	日本	0.657
118	韓国	0.650

(2) 計画の位置づけ

第3次川西市男女共同参画プラン（改定版）は、「川西市男女共同参画推進条例」第11条に基づく行動計画であり、「男女共同参画社会基本法⁽¹⁰⁾」「DV防止法⁽¹²⁾」「女性活躍推進法⁽²⁾」に規定する計画にあたります。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」「第3次兵庫県男女共同参画計画」などの内容を踏まえ策定したものです。

計画の期間は、平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間とします。この計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民や企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的な取組を進めることが大切です。そのため、各主体に対してもこの計画の趣旨に基づく参画と協働を求めるものです。



第2章 川西市のめざす社会

(1) これまでの実績

1. 川西市男女共同参画審議会の設置

平成2(1990)年から長年にわたり、川西市の男女共同参画政策の方向性や施策に対し提言を行ってきた「川西市女性問題懇話会」を平成15(2003)年3月に廃止し、同年4月に「川西市男女共同参画審議会⁽¹⁶⁾」を新たに設置しました。ここでは、男女共同参画施策に対する助言や川西市男女共同参画プラン推進の進行管理などを定期的に行い、市長から諮問された「川西市男女共同参画プランの見直しについて」に対し答申しています。

2. 川西市男女共同参画推進本部の設置

平成15(2003)年4月に市長を本部長とする「川西市男女共同参画推進本部⁽¹⁵⁾」を設置し、計画に基づく広範多岐にわたる男女共同参画に関する各種施策について、整合性をもって総合的に推進し、相互に連携を図りながら全庁的に取組を進めています。

3. 重点施策の設定

緊急かつ重要で複数所管の連携を要するものを原則とし、行政が自ら推進し、市民のエンパワーメント⁽⁹⁾を支援し、市民の力を必要とする3つの視点から、3つの重点施策「女性のエンパワーメントの推進」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶」を設定し推進してきました。また、取組状況については、毎年、審議会に報告し、助言などをいただいています。

4. 具体的施策の進捗状況の調査及びその公表

毎年、具体的施策などの進捗状況調査を実施し、その進捗状況に応じて、担当所管に対しヒアリングを実施しています。また、その調査結果は、「『川西市男女共同参画プラン』の取組状況実績報告書」として取りまとめ、審議会に報告し、市のホームページにも掲載しています。

(2) 基本的な考え方

平成 25 (2013) 年に策定した「第 3 次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして」では、平成 11 (1999) 年に制定された「男女共同参画社会基本法⁽¹⁰⁾」を踏まえることを前提に、次の 7 つの基本的な考え方を示しました。

今回の改定版でもこれら基本的な考え方を踏襲します。

1. 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）⁽¹⁷⁾の推進

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画を推進する社会システムの構築に向けて地方公共団体が講ずべき施策の中に、積極的改善措置が含まれることが明記されており、具体的な措置を講じていく段階にきています。男女が共にあらゆる分野に参加・参画できる社会に向けて、政治や政策方針決定過程、地域社会、労働、教育などあらゆる場で積極的に男女間の格差を是正する施策を強化していく必要があります。

2. ジェンダー⁽⁸⁾問題への積極的な取組

固定的な性別役割分担意識を払拭し、個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現に向けた取組が求められています。男女の人権が尊重され、それぞれが経済的、生活的、精神的に自立できる社会の実現に向けて、あらゆる施策にジェンダー問題に敏感な視点⁽¹⁸⁾を組み入れることが重要です。ジェンダーは、社会のあらゆる場面やシステム、人々の意識の中に根強く存在しており、ジェンダー問題に敏感な視点を持つよう意識的に取り組むことが必要です。

3. エンパワーメント⁽⁹⁾の推進

女性が潜在的に持っている力を伸ばし、連帯して行動することによって社会を変えていこうとする「エンパワーメント」の重要性は、北京宣言に明記されました。あらゆる分野の意思決定の場への参画に向けたエンパワーメントが求められます。学習機会の拡大や学習の結果を行動へ結びつけられるような環境を整備し、さらに、男女共同参画に向けた市民や団体の活動を支援するなど市民のエンパワーメントに向けた取組が必要です。

4. 法的識字能力（リーガル・リテラシー）⁽¹⁹⁾の強化

男女共同参画社会基本法の制定や配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）⁽¹²⁾の改正、男女雇用機会均等法の改正など、男女共同参画の実現に向けた法制度などの整備が進められています。自分を取り巻く法律や制度の存在を知り、その内容を理解し使いこなす能力、すなわち法的識字能力が女性のエンパワーメント⁽⁹⁾にもつながります。人権を守るためのあらゆる法や制度を学ぶ機会を増やすことが必要です。

5. パートナーシップの推進

第4回世界女性会議⁽⁵⁾における日本の代表演説の中の柱の一つとして、「対等なパートナーシップ」が述べられました。家庭や地域、職場などあらゆる場で男女の対等なパートナーシップの確立が求められています。男女共同参画社会は行政だけで実現できるものではなく、市民一人ひとりの意識や行動、企業や団体などあらゆる主体の努力と相互協力によってなされるものです。行政と市民団体とのパートナーシップ、NGO⁽²⁰⁾やNPO⁽²¹⁾と企業とのパートナーシップなど互いの連帯の重要性がさらに増してくると考えられます。

6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁽²²⁾の確立

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・介護、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことができません。その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下、少子化・人口減少という現象にまでつながっています。それを解決する取組として、ワーク・ライフ・バランスが必要です。

7. ドメスティック・バイオレンス（DV）⁽²³⁾の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、全ての人個人として、性別にとらわれず、自分らしくいきいきとした生活を送ることができる男女共同参画社会の実現の妨げになっています。また、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、その家庭で育つ子どもにも深刻な影響を与えます。しかし、その多くは家庭内において行われるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。このような状況を改善し、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、DVを防止し、被害者を保護、支援するための取組が必要です。

(3) 第3次プラン(改定版)の基本理念と重点課題

これまでの実績と基本的な考え方などを踏まえ、第3次プラン(改定版)では次の基本理念と5つの重点課題を定め、取組を進めます。

【基本理念】

個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現

【重点課題】

- ◆ 男女の意識変革の促進
- ◆ 男女共同参画の子育て・介護支援(男性職員の育児休業取得の推進などを含む)
- ◆ 女性の就労支援(継続雇用の保障と非正規雇用の正規雇用化を含む)
- ◆ 配偶者等からの暴力の根絶
- ◆ 男女共同参画推進条例の周知徹底

第3章 6つの基本目標と16の基本課題

(1) 施策の体系

基本理念	個人の尊厳を大切にし、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現
------	---

基本目標	基本課題	施策の方向
男女共同参画についての理解の促進	1 男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開	男女共同参画に関する意識啓発の推進 人権行政推進プランなどを活用した男女共同参画の取組の推進
	2 男女共同参画に関する教育の徹底	保育所・幼稚園・学校などにおける男女平等教育の推進 家庭・地域・職場における学習機会の整備
女性のエンパワーメントの推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	審議会などへの女性の登用促進 自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性会長の登用促進 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用促進
	4 危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進	防災・災害復興における男女共同参画の推進 国際的視点による男女共同参画の推進
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	5 働く場における男女共同参画の促進	働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組の推進 女性の職業能力の開発と就業促進 あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実
	6 男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進	一人ひとりの働き方の見直しの促進 事業所に対する啓発の推進 子育て・介護支援体制の整備 庁内ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進
あらゆる人が安全で安心して暮らせる環境づくり	7 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護	性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進 母体保護と母子保健の充実 安心して産み育てられる環境の整備
	8 ライフステージに応じた健康づくりの支援	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供 青少年への薬物乱用防止、性感染症予防対策の推進 スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進
	9 さまざまな暴力の根絶	各種ハラスメント防止対策の推進 ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止
配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶(川西市配偶者等からの暴力対策基本計画)	10 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	市民(家庭・地域社会)への啓発の推進 事業者への啓発の推進 学校などでの啓発・教育の推進
	11 相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターの充実と各種相談窓口との連携強化、市民への周知徹底 相談員などの資質の向上と二次的被害の防止
	12 被害者の安全確保	緊急時における被害者の安全確保 被害者などの情報管理の徹底
	13 被害者の自立支援	生活の安定、経済的自立に向けた支援 心理的ケアの充実
男女共同参画施策の推進と進捗管理	14 推進体制の強化	警察や県、市福祉・子ども部門などの連携強化 民間支援団体との連携・協働 広域連携の強化
	15 男女共同参画の施策推進体制の強化	庁内推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進捗管理 男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化 庁内男女共同参画モデル化の推進
	16 市民参画の体制整備	ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援 男女共同参画市民企画員の育成

(2) 基本目標と基本課題、施策の方向と具体的施策

基本目標 男女共同参画についての理解の促進

平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法⁽¹⁰⁾」が制定され、男女平等の社会づくりが進められていますが、実質的な平等の実現には、まだ多くの努力を必要とする状況にあります。

平成 28 (2016) 年に川西市民を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担⁽²⁴⁾に賛成する人は、女性で 21.8%、男性で 31.9%となっています。平成 23 (2011) 年の前回の調査と比べると、女性は 10.4 ポイントの減、男性は 8.9 ポイントの減となっていますが、男性の方が女性より性別役割分担に賛成する人が多い結果となっています。また、「ジェンダー問題や男女共同参画について学んだことがある」と答えた人は、男女ともに減っています。すべての市民が個性を生かし、住みよいまちを築くためにも、さまざまな機会や場所を活用して、ジェンダー問題についての学習を進めていかなければなりません。

平成 11 (1999) 年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 (2002) 年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」でも、男女平等への教育・啓発が促され、平成 17 (2005) 年からは「人権教育のための国連 10 年⁽²⁵⁾」の後を受けた「人権教育のための世界プログラム⁽²⁶⁾」が実施されています。引き続きこれらも活用しながら、人権が尊重され、男女がともにいきいきと生きることができると社会を築くことが必要です。

また、学校園などはもとより、家庭や地域、職場で、男女ともに男女共同参画について学ぶ機会をさらに整えます。

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画を進めるあらゆる分野の施策と関連させて、教育・啓発を推進することが重要です。

基本課題 1 . 男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開

基本課題 2 . 男女共同参画に関する教育の徹底

基本課題1 男女共同参画に関する広報・啓発活動のさらなる展開

(現状と課題)

「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人が年々増加するなど、男女共同参画に関する市民の意識の変化は認められるものの、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題があります。そのため、市民や事業者などが男女共同参画社会の必要性についての認識を深めるよう、継続的に広報・啓発を行う必要があります。

男女間の不平等は人権問題であり、人権は絶え間ない継続的な努力によってこそ守られるものであるという認識を持つ必要があります。平成 27 年 4 月に「川西市人権行政推進プラン⁽²⁷⁾」を改定し、庁内外における人権意識の向上を図っていますが、この人権行政推進プランを生かしながら、さらに男女共同参画の取組を推進していく必要があります。

【施策の方向】

1. 男女共同参画に関する意識啓発の推進
2. 人権行政推進プランなどを活用した男女共同参画の取組の推進

評価指標

	評価指標	現状	目標	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考えを持っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:21.8% 男性:31.9% (平成 28 年度)	女性:15% 男性:25% (平成 33 年度)	人権推進課
2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:5.1% 男性:11.1% (平成 28 年度)	女性:15% 男性:20% (平成 33 年度)	人権推進課
3	広報・啓発活動において男女共同参画に関することを取り上げた回数	6 回 (平成 29 年度)	10 回 (平成 29 年度)	人権推進課

男女共同参画に関する市民意識調査は 5 年ごとに実施しており、次回は平成 33 年度に実施する予定です。

○評価指標は男女共同参画施策を推進する中で追加・変更などを検討していきます。

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	男女共同参画に関する意識啓発の推進	1	固定的な性別役割分担意識 ⁽²⁴⁾ を解消するため講座や講演会を開催します。	人権推進課(男女共同参画センター)	継続
		2	女性の権利は国際的な条約や法律により保障されていますが、法律などを知りそれを活用する能力である法的識字能力 ⁽¹⁹⁾ を強化するため講座や講演会を開催します。	人権推進課(男女共同参画センター)	継続
		3	広報誌「男女共同参画だより」や、男女共同参画センター情報紙を発行し、男女共同参画の意識啓発を図ります。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター)	継続
2	人権行政推進プランなどを活用した男女共同参画の取組の推進	4	「川西市人権行政推進プラン ⁽²⁷⁾ 」の「女性の人権課題」の解決に向けて、男女共同参画の取組を推進します。	人権推進課	継続

問 夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよい(平成28年度内閣府世論調査比較、経年比較)

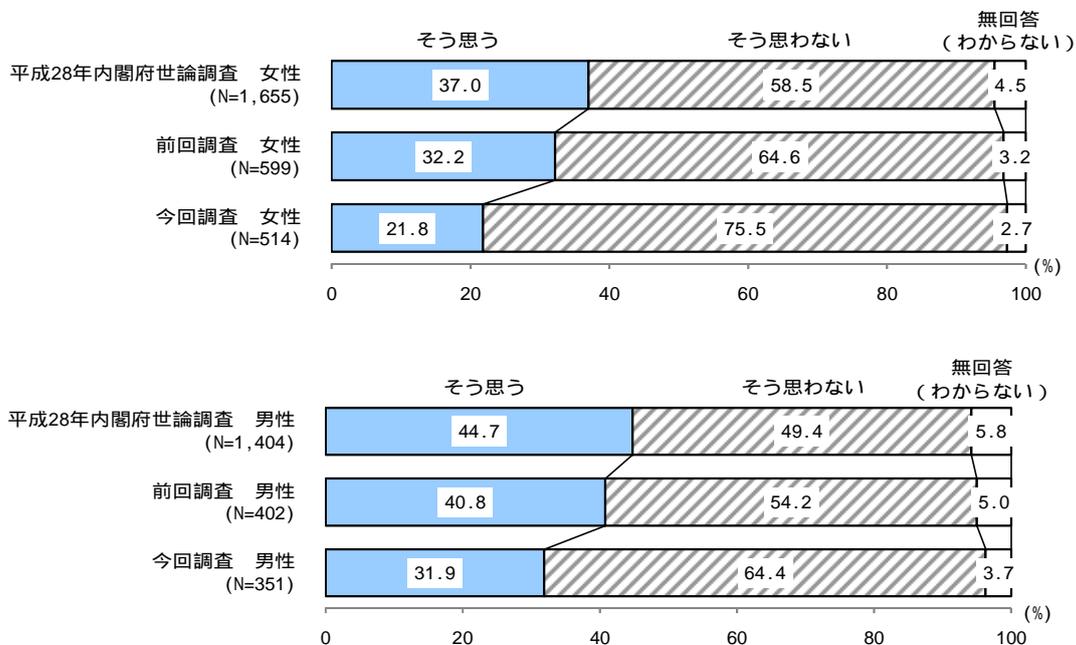


図1：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成29年3月) P30
前回調査は平成23年11月実施

基本課題2 男女共同参画に関する教育の徹底

(現状と課題)

指導的立場の教員には女性が少ないということも隠れたカリキュラム⁽²⁸⁾の一つです。校長や教頭、指導主事など指導的立場にある女性教員の増加を図り、そのための職場慣行の見直しなども含めて条件整備を進めることが課題です。

男女の自立を支えるために、男女平等の観点から進路指導を行い、性別役割を超えた職業観・労働観の育成を図ることが重要です。

男女平等教育についての教員の研修を充実させるために、その回数の増加、参加しやすい条件づくり、研究会の開催などに努めます。

兵庫県教育委員会が平成29年3月に教師用指導資料として作成した「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改定版)」を活用し、次代を担う子どもたちが、人権尊重や男女平等、ワーク・ライフ・バランス⁽²²⁾の大切さなど男女共同参画への理解を深め、多様な可能性から主体的に進路を選択する能力や態度を身に着けられるよう指導する必要があります。

ジェンダー⁽⁸⁾問題に関する学習を、市民や団体リーダー、市職員、各種委員、その他市関係の人々(市の取引業者などを含む)が、市内の社会教育施設など地域住民の交流の場において実施する必要があります。特に子育てに関わる人々の学習の推進によって、幼少期からの男女平等教育を徹底する必要があります。

ジェンダー問題についての学習がさまざまな分野の職場においても活発に行われるように、企業などに働きかけるとともに、市自らがそのモデルとなる必要があります。

多くの情報が氾濫している現代では、それらの情報を無批判に受け入れるのではなく、男女ともに主体的に読み解き、自らが発信する能力(メディア・リテラシー)⁽²⁹⁾を高める必要があります。

性同一性障害(性別違和)や同性愛などのセクシュアル・マイノリティ⁽³⁰⁾は偏見や差別の対象となることから、多様な性のあり方や生き方への理解が得られるよう啓発・学習が必要です。特に学校などにおいては、平成28(2016)年に文部科学省が作成した「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」などを基にした対応や教育が必要です。

【施策の方向】

1. 保育所・幼稚園・学校などにおける男女平等教育の推進
2. 家庭・地域・職場における学習機会の整備

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
4	市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数	48人中9人 (平成29年度)	48人中12人 (平成34年度)	教育総務課
5	ジェンダー問題や男女共同参画について学んだり、教えられたりしたことのある人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:22.8% 男性:21.7% (平成28年度)	女性:40% 男性:40% (平成33年度)	人権推進課

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は平成33年度に実施する予定です。

問 あなたは、ジェンダー問題や男女共同参画がどういうものなのかを学んだり、教えられたりしたことがありますか。(どちらか1つに)

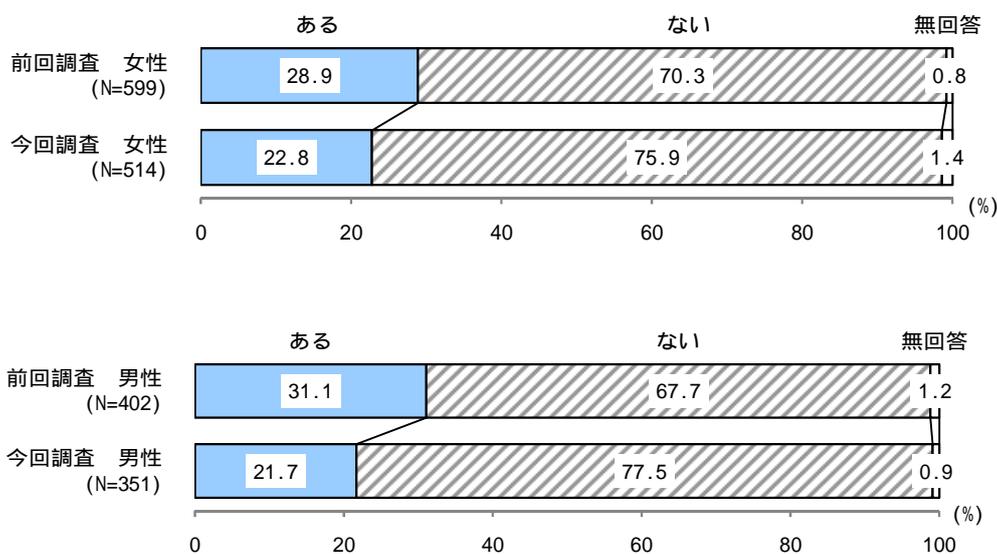


図2：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成29年3月）P22
前回調査は平成23年11月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	保育所・幼稚園・学校などにおける男女平等教育の推進	5	男女平等教育ガイドライン(基本方針)に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園・学校での指導方法の研究を行い、実践力を高めます。	幼児教育保育課 学校教育課	継続
		6	男女平等教育推進の観点から、教科書・副読本などの「隠れたカリキュラム ⁽²⁸⁾ 」の点検、見直しを行い、男女平等教育を推進します。	幼児教育保育課 学校教育課	継続
		7	男女平等教育推進のための情報を収集し、男女平等教育推進委託研究校園を指定します。	学校教育課	継続
		8	女性の理系分野への進路選択も含め男女平等の進路指導、職業観・労働観を育む教育を行います。	学校教育課	拡充
		9	教職員を対象としたセクシュアル・マイノリティに関する研修を実施します。	学校教育課 幼児教育保育課	継続
2	家庭・地域・職場における学習機会の整備	10	公民館などの社会教育施設などで、男女共同参画意識を啓発する講座・セミナーなどを開設します。	人権推進課(男女共同参画センター) 総合センター 公民館	継続
		11	川西市人権教育協議会と連携し、地域における学習機会の充実を図ります。	人権推進課	継続
		12	子育て・介護関係の講座などの実施については男性の参加を促進するとともに、男女共同参画の視点も盛り込むように努めます。	人権推進課(男女共同参画センター) 総合センター 地域福祉課 こども・若者ステーション 介護保険課 健幸政策課 公民館	継続
		13	コミュニティ、PTA、民生委員・児童委員、青少年補導委員などを対象に、男女共同参画に関する啓発を行います。	参画協働課 地域福祉課 社会教育課 こども・若者ステーション 関係所管	継続

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
2	家庭・地域・職場における学習機会の整備	14	事業所への啓発、講座などを実施します。	人権推進課(男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		15	図書館や施設の図書コーナーの男女共同参画に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	人権推進課(男女共同参画センター) 中央図書館 公民館 関係所管	継続
		16	携帯電話、インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化 ⁽³¹⁾ 」が人権を侵害していることなどについて啓発を行います。	人権推進課(男女共同参画センター) 学校教育課	継続
		17	セクシュアル・マイリティ ⁽³⁰⁾ に関する啓発・学習を実施します。	人権推進課(男女共同参画センター) 総合センター 人権推進課	継続
		18	メディア・リテラシー ⁽²⁹⁾ の向上のための啓発・学習を実施します。	人権推進課(男女共同参画センター) 人権推進課	新規

基本目標 女性のエンパワーメントの推進

男女共同参画社会の実現には、男女が対等な構成員として方針決定過程にともにかかわる機会が確保されることが必要です。各分野で指導的地位に立つ女性の割合は増加していますが、全体として低い水準で、女性の参画が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

平成 28 年に実施した市民意識調査でも、「政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があるか」の問いに、男女とも「男女を問わず優秀な人材が活躍できるようになる」が最も多く、次いで「多様な視点が加わることで新たな価値や商品・サービスが創造される」と答えています。

このような中で、市が率先して、審議会などの委員や管理職への女性登用の促進、女性管理職のスキルアップを行う取組を進めるなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組むとともに、企業や各種機関・団体に対して広く呼びかけ、女性の参画促進の取組を目に見える形で進めます。

特に、女性の参画が進んでいない分野については、数値目標を明示した積極的改善措置（ポジティブ・アクション）⁽¹⁷⁾を講じるとともに、女性のエンパワーメント（潜在的に持っている力を伸ばすこと）を支援していきます。

東日本大震災では、多くの人命が奪われ、多くの被災者が避難所生活を余儀なくされました。その避難所生活において、女性用物資の不足や女性専用スペースの未設置などから、女性が困難を抱える事例が報告されています。その背景として、平常時における防災の検討や、避難所運営など災害現場での意思決定の場に女性がほとんど参画していなかったことが挙げられます。今世紀前半には関西でも南海地震や東南海地震が起こると言われる中で、危機管理の面でも女性のエンパワーメント⁽⁹⁾を推進します。

基本課題 3 . 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進

基本課題 4 . 危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進

基本課題3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進

(現状と課題)

女性委員の登用率の向上を目指して、女性のいない審議会などの解消に努めるとともに、遅々として進まない女性登用の現状を打破するため、委員就任の基準を「会長あて職」から「その団体を代表する人」「団体の推薦する者」にシフトするなど工夫を凝らし、早急に目標値である30%を達成する必要があります。

食の安心や安全が求められる中、農業への関心も高まっており、男女ともの視点を取り入れるために、関連する市の審議会に女性委員の積極的登用を図る必要があります。

「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき自治会やコミュニティ、NPO⁽²¹⁾などの役割はますます重要になっていますが、地縁団体⁽³²⁾における女性の会長などの割合は依然として低い状況にあります。このため、男女共同参画の視点が反映されるように女性が自治会、コミュニティなどにおいて役員などになりやすい環境づくりを支援する必要があります。

市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合は、平成28(2016)年4月1日現在で11.6%であり、増加傾向にあるものの、男性に比べてかなり低い状況にあります。本市の人口の約半数は女性です。女性の意見を市政に反映させるため、管理職などへの女性の登用を進める必要があります。具体的には、女性活躍推進法⁽²⁾及び次世代育成支援対策推進法⁽³³⁾に基づく「川西市特定事業主行動計画⁽³⁴⁾」に定めた目標を達成する必要があります。

【施策の方向】

1. 審議会などへの女性の登用促進
2. 自治会やコミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進
3. 市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
6	審議会などへの女性委員の登用率	25.9% (平成 28 年度)	30% (平成 34 年度)	政策調整課
7	自治会長、コミュニティ会長に占める女性の割合	自治会長 (12.5%) 17 / 136 人 コミ会長(14.2%) 2 / 14 人 (平成 29 年度)	自治会長 (19.8%) 27 / 136 人 コミ会長(14.2%) 2 / 14 人 (平成 34 年度)	参画協働課
8	市職員の管理職に占める女性の割合(本プランにおける管理職とは、課長職以上の職員)	13% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	14% (平成 34 年度)	職員課

問 あなたは、どのようなときに男女の地位が平等になっていると思いますか。

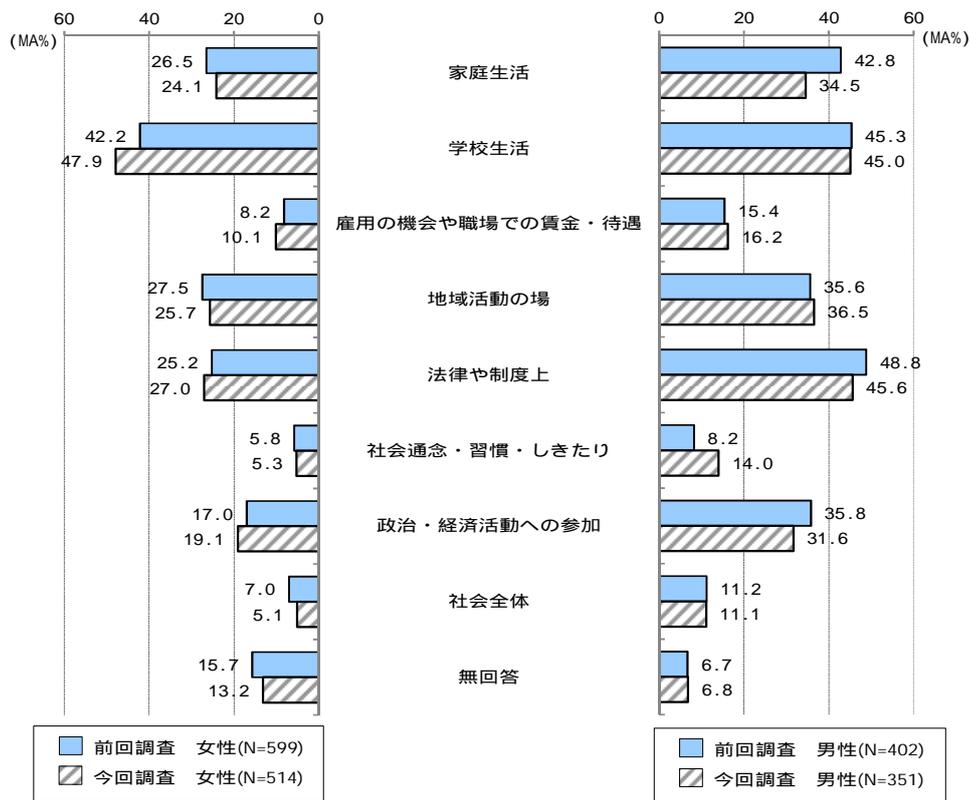


図 3 : 川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成 29 年 3 月) P 17
 前回調査は平成 23 年 11 月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	審議会などへの女性の登用促進	19	審議会などへの女性委員の登用方策として公募制度の拡充やクォータ(割当)制度の導入を検討するとともに、委員就任の基準を「会長あて職」から「団体の推薦する者」などにシフトします。	政策調整課 人権推進課 関係所管	継続
2	自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性 <u>役員</u> の登用促進	20	自治会、コミュニティにおける方針決定の場への女性の参画を促進します。	参画協働課	継続
		21	ボランティア団体、NPO ⁽²¹⁾ など各種団体における方針決定の場への女性の参画を促進します。	参画協働課 人権推進課(男女共同参画センター) 関係所管	継続
3	市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進	22	女性職員の職域拡大を図るとともに、管理職への登用などは、男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用を進めます。	職員課 関係所管	継続
		23	校長、教頭、指導主事など教員の管理職などへの女性の登用を積極的に図ります。	教育総務課	継続
		24	女性職員の活躍推進に向け、研修関係機関などで開催される「管理職に必要なマネジメント能力等の向上のための研修」への参加を支援します。	職員課 関係所管	新規

問 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。(あてはまるものすべてに)

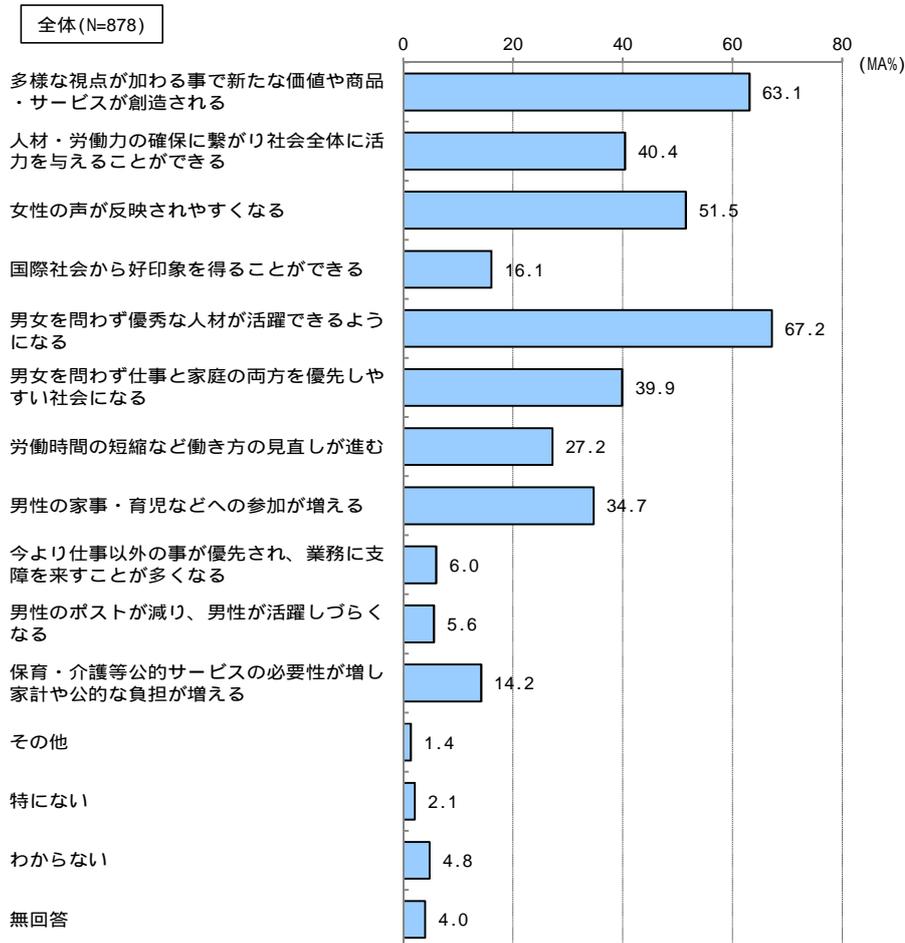


図4：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成29年3月）P86

基本課題4 危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進

(現状と課題)

社会のあらゆる分野で、男女共同参画社会の促進・実現が課題の焦点になっている今日、阪神・淡路大震災等の体験と教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」が見直されるとともに、「男女共同参画基本計画」に「防災分野」が追加されました。平成29年の「防災基本計画」には、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」と明記されています。

本市では、「障がい者」と表記しています。

本市も、災害復興を含む防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を推進する必要があります。具体的には、防災会議における女性委員の割合を増やし、地域防災計画や災害に関する各種対応マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるほか、女性も地域防災の担い手となるよう啓発活動を進める必要があります。

男女共同参画の取組は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して行われています。女子差別撤廃条約⁽⁷⁾や女性に対する暴力の撤廃に関する宣言など、男女共同参画に関する国際的な取組についての情報や学習の機会を提供する必要があります。

市内には多くの外国人が暮らしていますが、就業や就学、住居などの問題をはじめ、言葉、文化、生活習慣の違いから、職場や学校、地域において孤立している可能性があります。特に、外国人女性は、DV⁽²³⁾被害などの事態に直面した際、相談機関が容易に分からないなど、困難な状況に置かれる場合があることから、市内在住の外国人に対しても男女共同参画に関する情報を積極的に提供する必要があります。

【施策の方向】

1. 防災・災害復興における男女共同参画の推進
2. 国際的視点による男女共同参画の推進

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
9	防災会議における女性委員の割合	10% (平成 29 年度)	30% (平成 34 年度)	危機管理課
10	女性消防団員の実員数	19 人 (平成 29 年度)	30 人 (平成 34 年度)	消防本部総務課

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	防災・災害復興における男女共同参画の推進	25	防災会議の定数を増やすなど、女性委員を増やすとともに、地域防災計画や各種災害対応マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理課 関係所管	継続
		26	地域での防災事業・各種イベントなどにおいて防火・防災の普及啓発活動や救命講習の指導などを行う女性消防団員を増やすため、女性の入団を促進します。	消防本部総務課	継続
2	国際的視点による男女共同参画の推進	27	女子差別撤廃条約 ⁽⁷⁾ や女性に対する暴力の撤廃に関する宣言など、男女共同参画に関する国際的な取組について学習する機会を提供します。	人権推進課(男女共同参画センター)	継続
		28	市内在住の外国人に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) 文化・観光・スポーツ課	継続

問 あなたは、防災・災害対策において、性別に配慮した対応で必要だと思うものがありますか。(あてはまるものすべてに)

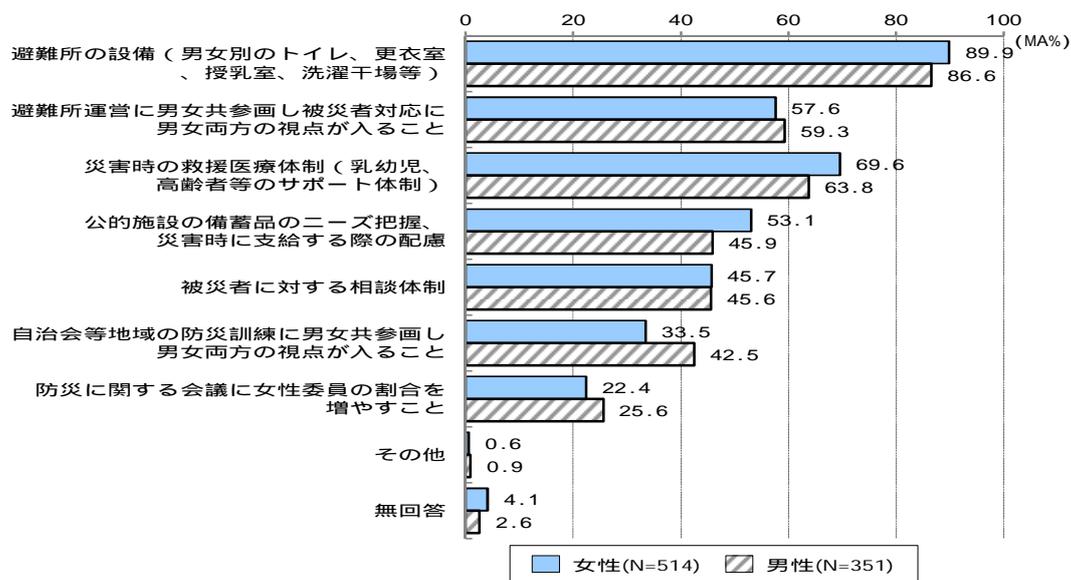


図 5 : 川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成 29 年 3 月) P84

基本目標 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

急激な人口減少と高齢化が進む中、男女ともに働く意欲を持つ人が就業参加できるようにするとともに、その人のライフスタイルにあった働き方をすることで、子育てや介護、ボランティア活動や地域社会などに参画できるようにすることが非常に重要です。

平成 27 (2015) 年 9 月に施行された「女性活躍推進法⁽²⁾」でも「必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること」を基本原則としており、仕事と生活の調和の積極的な推進を図ることとしています。

しかし、平成 28 (2016) 年 8 月に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、女性が結婚や出産を機に労働市場から退出する状況は解消されていません。また、「ワーク・ライフ・バランス⁽²²⁾という言葉を知っていますか」という質問に対しては、43.4%の人が「名前も内容も知らない」と答えています。このほか、「現在の女性は働きやすい状況にあるかについて」の質問に対しては、男女とも「そう思わない」が最も多く、女性は 60.5%、男性は 44.7%で、女性の方が 15.8 ポイント高くなっています。

さらに近年では、男性だけではなく、女性も長時間労働が恒常化し、過労死や自殺に追い込まれるケースが後を絶ちません。

これらの背景を踏まえ、本市においても、男女がともに暮らしやすい、持続可能な社会の実現に向けて、働く場における男女平等の実現や多様な働き方が可能になるよう環境を整備し、その充実を図ります。また、多様なライフスタイルやニーズに対応できる、子育てや介護を支える環境づくりに取り組みます。

基本課題 5 . 働く場における男女共同参画の促進

基本課題 6 . 男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進

基本課題5 働く場における男女共同参画の促進

(現状と課題)

近年、雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇については、制度面では性差の解消が図られてきました。しかし、依然として募集や採用、賃金、昇進、雇用などのさまざまな面で女性労働者が不利益や差別を受けている実態があることから、引き続き女性の就業機会の拡充や環境の改善が必要です。

特に小規模な事業所や農業、自営業など家族的経営の労働現場については、事業活動と家庭生活との区分があいまいで、労働時間や休日などの就業条件や収益の分配などが不明確になりがちです。そのため、あらゆる労働現場で働く女性が、男女不平等に関する相談ができるよう相談体制を充実する必要があります。

これまで女性が少なかった職種に意欲や適性に応じて女性を配置するなど女性の能力を活用する必要があります。市も国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などのPRを積極的に行い、応募・表彰される事業者を増やすとともに、それら優良企業の情報を市民などへ発信することによりワーク・ライフ・バランス⁽²²⁾推進の意識を高める必要があります。

本市の女性の年齢別就業率をみると、30歳～39歳で最も低下するM字カーブ⁽³⁵⁾を描いており、結婚・出産・育児などにより退職する女性が多いことがうかがえます。就労する女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるように、企業への啓発や保育体制の整備などを強化する必要があります。

結婚や出産などを機に一旦退職した女性が、再就職を希望した際に就業などへの道が開かれるよう、女性の職業能力の開発・向上の機会の充実を図るとともに、女性の就業機会を確保するための就業支援を進める必要があります。

長引く不況の中で、若年失業者や非正規労働者が増加するなど、将来を担う若者が社会的に自立することが難しくなっています。また、就職活動に失敗した若者が精神的に不安定となり自殺する例もあります。求職者に対して、就職の可能性を高めるための実践的なセミナーを実施するなど、市としての支援方策などについて検討する必要があります。

市内事業者に対して、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター⁽³⁶⁾への加入を勧め、年2回の健康診断の機会が得られることなどを積極的にPRする必要があります。

農家や商工業で働く女性の組織については、兵庫六甲JA川西女性会、川西市商工会女性部があることから、これらの組織などを活用し、男女共同参画に関する

情報提供を行う必要があります。

共働き世帯の女性については、家の外では男性と同じように働き、家に帰れば家事・育児・介護を背負い込むという二重労働の問題も指摘されていることから、女性だけが家事などを担うことの不合理について周知し、女性の二重労働を改善する必要があります。

【施策の方向】

1. 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組の推進
2. 女性の職業能力の開発と就業促進
3. あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
11	市が国や県が実施しているワーク・ライフ・バランス ⁽²²⁾ に係る企業認定制度・表彰制度などをPRした延べ件数	1 件 (平成 29 年度)	20 件 (平成 30 ~ 34 年度)	産業振興課 人権推進課
12	30 歳 ~ 39 歳の女性の就業率 (男女共同参画に関する市民意識調査)	60.3% (平成 28 年度)	65% (平成 33 年度)	人権推進課
13	雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 10.1% 男性 16.2% (平成 28 年度)	女性 20% 男性 20% (平成 33 年度)	人権推進課
14	女性の消防職員の数	5 人 (平成 29 年度)	6 人 (平成 34 年度)	消防本部総務課

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は平成33年度に実施する予定です。

No.	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組の推進	29	男女雇用機会均等法 ⁽³⁷⁾ 、労働基準法、パートタイム労働法 ⁽³⁸⁾ など労働関係法令の趣旨・内容を周知するとともに、固定的な性別役割分担に基づく意識や女性の二重労働の解消に向けた啓発を行います。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		30	市職員の募集・採用は、男女平等の観点から実施します。なお、消防職・保育士など男女比率に一定の傾向がある職種についても是正の観点から応募者増に努めます。	職員課 関係所管	継続
		31	性別に関わらず、職員の職域・職務の拡大を図り、計画的な人材育成に努めます。	職員課 関係所管	継続
		32	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランス ⁽²²⁾ に係る企業認定制度・表彰制度などをPRします。	人権推進課 産業振興課	新規
		33	中小企業の事業主に対し、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入を勧めます。	産業振興課	継続
		34	農家や商工業で働く女性に対し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	産業振興課	継続
2	女性の職業能力の開発と就業促進 女性の職業能力の開発と就業促進	35	再就職・起業講座の開催や、キャリア・カウンセリングの実施、「女性チャレンジひろば ⁽¹⁴⁾ 」の開設などにより、女性の職業能力を高めます。	人権推進課(男女共同参画センター) 産業振興課	継続
		36	川西しごと・サポートセンター ⁽³⁹⁾ における女性の就業促進をはじめ、就職支援セミナーや合同就職面接会を開催します。	産業振興課	継続
		37	女性就労支援講座の開催や各種給付金制度の活用などにより、ひとり親家庭の母に対する就労支援を行います。	こども支援課	継続
		38	起業に関する相談機関の紹介や、起業家への融資あっせん制度を周知します。	産業振興課	継続

No.	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
3	あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実	39	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「労働相談」や「法律相談」を実施します。	産業振興課 生活相談課	継続
		40	国や県などの関係機関と連携し、雇用や労働に関する情報提供を行います。	産業振興課	継続

問 「あなたは、現在、収入をとまなう仕事についていますか。」

【女性の就労状況（経年比較）】

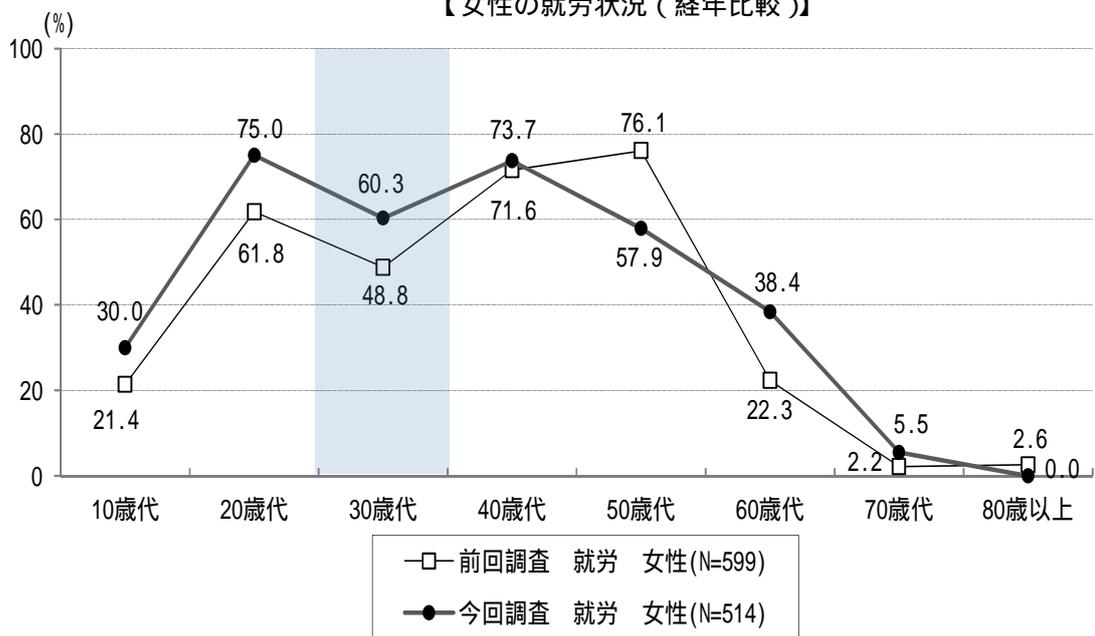


図6：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成29年3月）P14

前回調査は平成23年11月実施

この折れ線グラフの曲線は、M字カーブ⁽³⁵⁾と呼ばれています。

基本課題6 男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進

(現状と課題)

仕事と生活の調和を求める市民は多いものの、ワーク・ライフ・バランス⁽²²⁾という言葉の認知度は依然低い状態にあることから、ワーク・ライフ・バランスが事業所・地域の活性化、生活の充実、一人ひとりの夢や希望の実現につながることを積極的に啓発していくことが課題です。

特に、男性も女性も長時間労働が恒常化し、過労死や自殺に追い込まれるケースが後を絶たないことから、男女ともに仕事の顔だけではなく、家庭の顔、地域の顔、趣味の顔などさまざまな顔が持てるように、働き方の見直しに関する情報発信を積極的に行う必要があります。

人口減少社会の中で、事業所にとっても優秀な人材の確保は重要な課題です。時間外労働の削減や育児休業の取得などに積極的な事業所は、働く側にとっても魅力があり、就職希望者が増える傾向にあります。また、従業員自身が限られた時間の中で効率的に仕事をするを意識するようになり、生産性が向上し、経営の改善につながっています。組織の発展にとっても働き方の見直しが必要なことを周知徹底する必要があります。

「川西市子ども・子育て計画⁽⁴⁰⁾」に基づき、地域社会の中でお互いに協力して子どもを育てる環境・制度の整備や子育て支援策の充実を図る必要があります。

待機児童解消に向けた取組を進めてきましたが、就労女性が急激に増加し、その解消には至っていないことから、認可保育所や認定こども園のほか、地域型保育事業の導入などの取組を強化する必要があります。

「川西市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画」に基づき、地域全体で介護を支える意識づくりや環境づくりが必要です。

本市では、市役所内の関係各課で構成する川西市男女共同参画推進本部幹事会「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会」を設置し、職員研修会等を実施してきましたが、その成果は十分とは言えない状況です。市役所が地域のモデル職場となるように、そしてすべての職員が仕事と家庭生活を充実させ、市政の運営にその能力を十分に生かせるように、女性活躍推進法⁽²⁾及び次世代育成支援対策推進法⁽³¹⁾に基づく「川西市特定事業主行動計画⁽³²⁾」に沿って、とりわけ男性職員の出産・育児に関する休暇・休業の取得促進、超過勤務の縮減、年次休暇取得の促進などに取り組むとともに、効率的かつ効果的な業務執行を行うなど、ワーク・ライフ・バランス⁽²²⁾を積極的に推進する必要があります。

【施策の方向】

1. 一人ひとりの働き方の見直しの促進
2. 事業所に対する啓発の推進
3. 子育て・介護支援体制の整備
4. 庁内ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
15	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	18.7% (平成 28 年度)	40% (平成 33 年度)	人権推進課
16	育児・介護休業法をよく知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	19.6% (平成 28 年度)	50% (平成 33 年度)	人権推進課 産業振興課
17	保育所待機児童数	32 人 (平成 28 年度)	0 人 (平成 34 年度)	幼児教育保育課
18	庁内の男性職員の育児休業の取得率	0% (平成 28 年度)	10% (平成 34 年度)	職員課
19	出産補助休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得率	10.6% (平成 28 年度)	60% (平成 34 年度)	職員課
20	庁内のワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数	41 人 (平成 29 年度)	200 人 (平成 30～34 年度)	職員課 人権推進課

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は平成33年度に実施する予定です。

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	一人ひとりの働き方の見直しの促進	41	広報誌「男女共同参画だより」や男女共同参画センター情報紙、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランス ⁽²²⁾ の必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) こども・若者ステーション 幼児教育保育課 介護保険課	継続
2	事業所に対する啓発の推進	42	かわにし労政ニュースや市ホームページ、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	産業振興課	継続
3	子育て・介護支援体制の整備	43	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) こども・若者ステーション 地域福祉課 関係所管	継続
		44	保育ボランティアを養成し、保育ボランティアグループへの支援を行います。	地域福祉課 関係所管	継続
		45	学校、幼稚園、保育所、認定こども園、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	総合センター 幼児教育保育課 関係所管	継続
		46	子育てサークルのネットワーク化を図り、子育てに関する情報や活動場所を提供します。	こども・若者ステーション 健幸政策課 関係所管	継続
		47	市内の施設に設置している「プレイルーム」に、子育て支援相談員、保育士を配置し、子育て相談などを実施します。	こども・若者ステーション 幼児教育保育課	継続
		48	留守家庭児童育成クラブ ⁽⁴¹⁾ の内容を充実します。	社会教育課	継続
		49	子育て世帯を地域で支え合うファミリーサポートセンター ⁽⁴²⁾ を充実します。	こども・若者ステーション	継続
		50	新規に開設する市立認定こども園において生後57日からの産休明け保育を実施します。	幼児教育保育課	継続
		51	入所待機児童の多い3歳未満児について、受入人数の弾力的運用を図り、拡大します。	幼児教育保育課	継続

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
3	子育て・介護支援体制の整備	52	新規に開設する市立認定こども園において、午後 8 時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育を実施します。	幼児教育保育課	継続
		53	病児、病後児保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに、児童の健全な育成を図ります。	幼児教育保育課	拡充
		54	川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保育事業や認可保育所等へ移行する際に必要な支援を行います。	幼児教育保育課	継続
		55	介護の負担が特に女性に集中することがないように、意識啓発を図ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加していただけるよう呼びかけます。	人権推進課(男女共同参画センター) 介護保険課	継続
		56	「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにあたっては、介護負担が女性に偏っていることを是正するための対応策などを盛り込むよう努めます。	介護保険課 地域福祉課	継続
4	庁内ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進	57	ワーク・ライフ・バランス ⁽²²⁾ の必要性やその実践方法などに関する職員研修を実施します。	職員課 人権推進課	継続
		58	育児・介護休業を取得しやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランス ⁽²²⁾ を推進するための環境整備に努めます。	職員課 ほか全ての部署	継続
		59	子育てをしようとする職員や、家庭との両立を図りながら仕事でのキャリアを形成しようとする職員のために、子育て・キャリアアドバイザーの募集を検討します。	職員課	新規
		60	臨時職員及び嘱託職員についても、それぞれの休暇制度等の勤務条件を見直し、仕事と家庭の両立が図れるよう環境を整備します。	職員課 ほか全ての部署	新規

問 あなたは「仕事と生活の調和」すなわち「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。(あてはまるもの1つに)

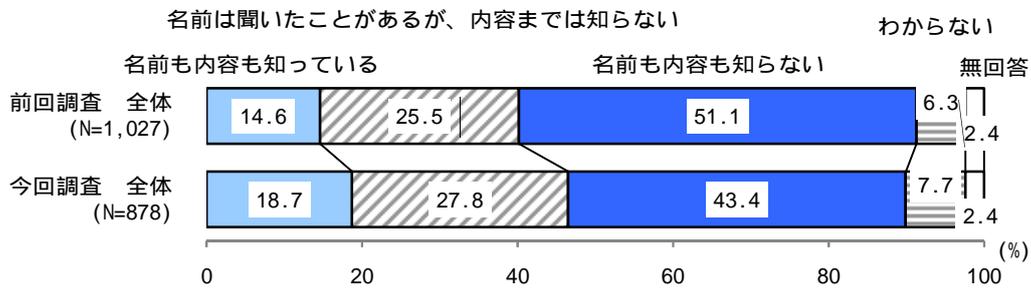


図7：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成29年3月)P52
前回調査は平成23年11月実施

問 あなたの希望に最も近いものはどれですか。(あてはまるもの1つに○)

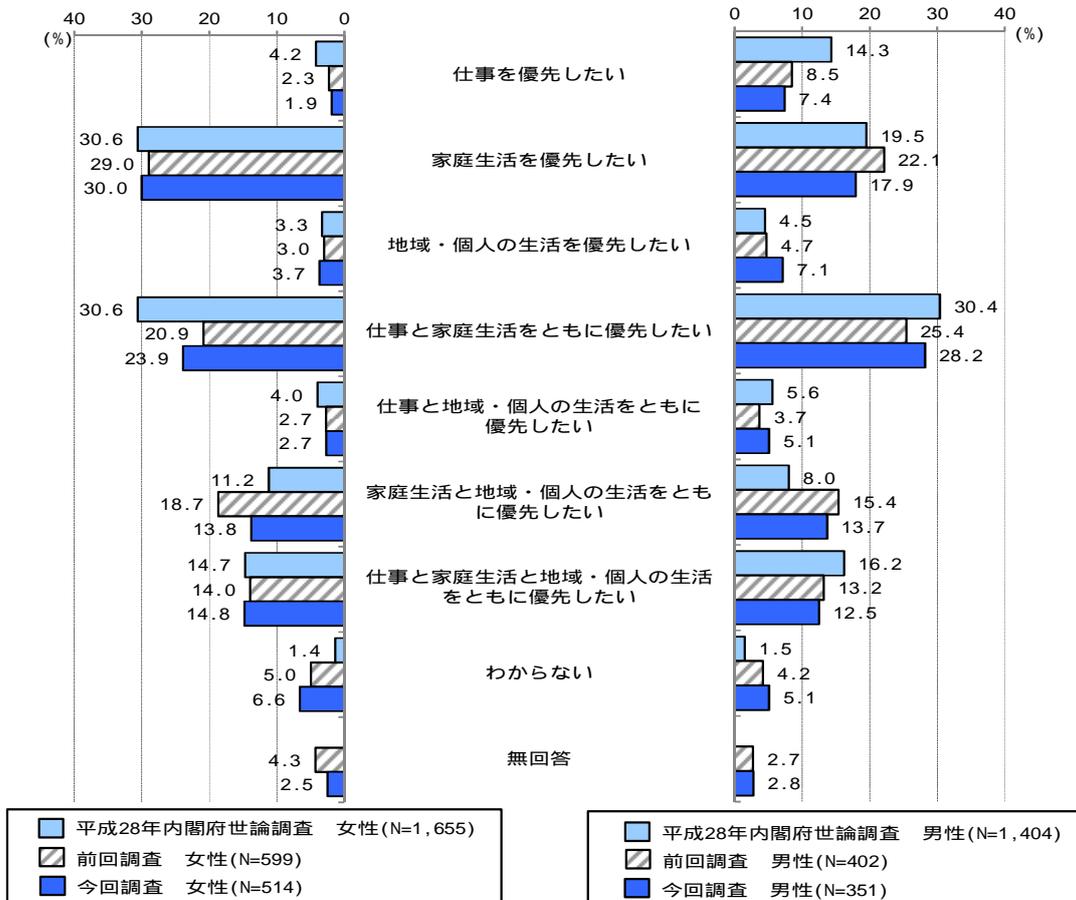


図8：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成29年3月)P54
前回調査は平成23年11月実施

問 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やすときに障がいとなるものは何だと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

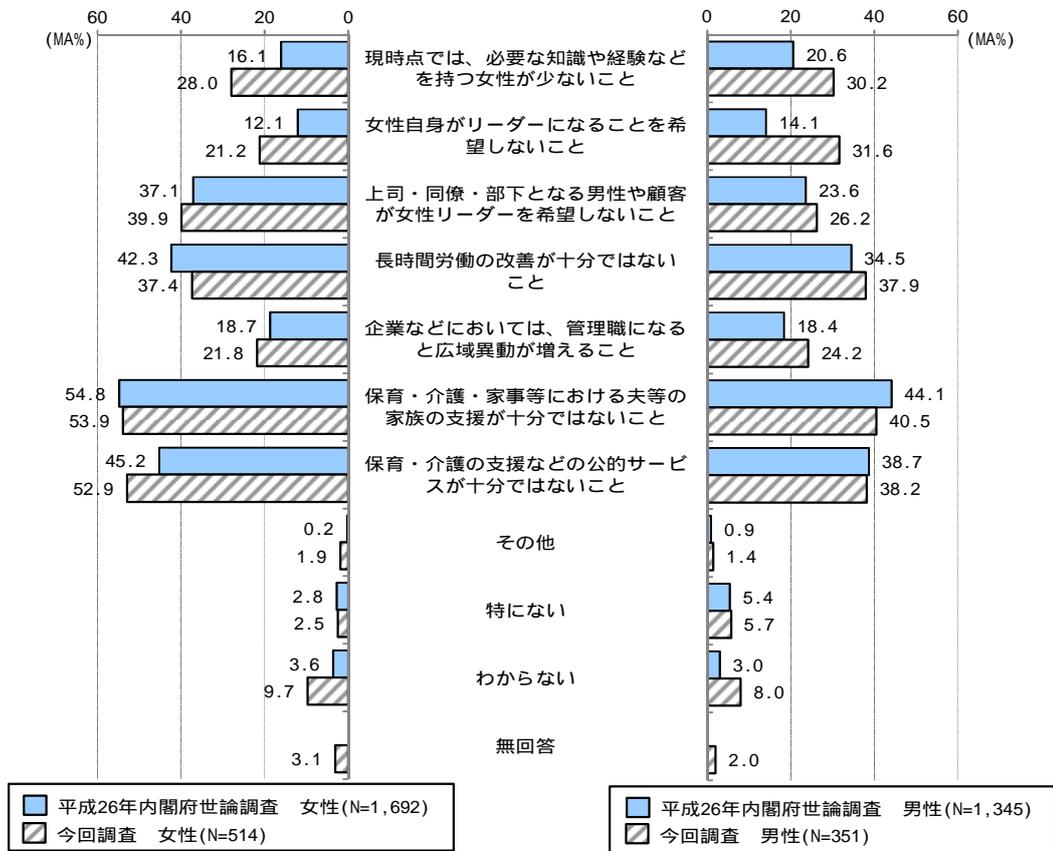


図9：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成29年3月）P85

基本目標 あらゆる人が安全で安心して暮らせる環境づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

女性の場合、妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なった身体上の特徴があることに男女とも留意する必要があります。同時に、性交渉の低年齢化に伴う予期せぬ、あるいは望まない妊娠・出産は、受診の遅れなどにつながり、母体に悪影響を及ぼすだけでなく、子どもの病気、障がい、事故、虐待、さらには離婚による母子の貧困など、さまざまな問題に発展する可能性があります。そのため、性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁽⁴³⁾の視点に加え、貧困予防の視点を持った性教育が不可欠です。

また、社会経済情勢の変化に伴い、HIV/エイズ⁽⁴⁴⁾や性感染症⁽⁴⁵⁾、アルコール依存症、薬物の乱用、喫煙など、健康を脅かす問題も表面化しています。

このため、出産の有無や年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康支援のための総合的な取組を進めます。

一方、兵庫県における平成28(2016)年の自殺者数は941人で、ここ数年減少傾向にあります。その7割を男性が占めていることから、男性に対する心の健康やうつ対策にも取り組む必要があります。

また、性犯罪や売買春、ストーカー行為、高齢者虐待など女性、子ども、高齢者の人権を侵害する問題も顕在化してきています。暴力は重大な人権侵害であることの認識を広め、年齢を問わず男女が人権感覚を高めることで、あらゆる人に対する暴力を許さない環境づくりに努めます。

基本課題7．性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護

基本課題8．ライフステージ⁽⁴⁶⁾に応じた健康づくりの支援

基本課題9．さまざまな暴力の根絶

基本課題7 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護

(現状と課題)

「性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護⁽⁴³⁾」という国際的な考え方を広く浸透させ、女性の生涯にわたる健康づくりを進めることが課題です。

女性が安心・安全な出産ができるよう母体保護法の周知や母子保健の充実に努める必要があります。

少子化に伴い産科医・小児科医が減少していることから、安心して産み育てられる環境の整備として、阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムの整備、産科診療体制の整備などを行う必要があります。

川西市の事業所は小規模なものが多数を占めており、健康や福祉のケアが行き届いていないケースもあります。市は労働時間、労働条件及び社会保険などについての正確な情報提供と啓発に努める必要があります。

特に、近年は、インターネットの普及により、性犯罪に結びつく違法・有害な情報の発信と受信が容易になっていることから、児童生徒が生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観と、自ら考え判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにするため、学校教育における性教育を充実させる必要があります。

【施策の方向】

- 1．性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進
- 2．母体保護と母子保健の充実
- 3．安心して産み育てられる環境の整備

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
21	妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合 (アンケート調査)	86.1% (平成 28 年度)	87% (平成 34 年度)	健幸政策課
22	家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合 (市民実感調査)	49.6% (平成 28 年度)	67% (平成 34 年度)	こども支援課

問 ユネスコによる「性教育国際ガイドライン」では、人間関係、人間の発達、性行動など6つの重要概念を学習目標として示し、子どもの発達段階に応じて教育することを提唱しています。あなたは性教育についてどのように思われますか。
(あてはまるものすべてに)

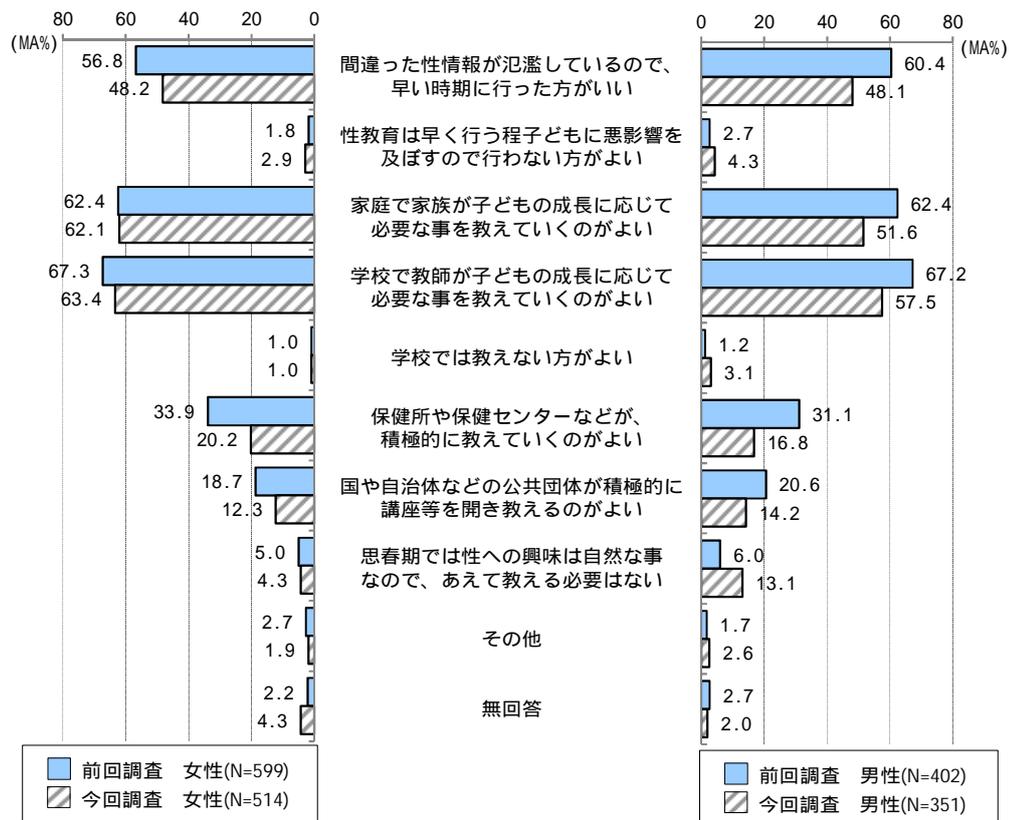


図 10：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P81

前回調査は平成 23 年 11 月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識の普及促進	61	広報誌「男女共同参画だより」や男女共同参画センター情報紙の発行、講座の開催などにより、性と生殖に関する健康と権利 ⁽⁴³⁾ についての正しい知識を普及します。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) 健幸政策課	継続
		62	小・中学校、特別支援学校における性教育の充実を図ります。	学校教育課	継続
2	母体保護と母子保健の充実	63	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識の普及啓発を進めます。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター) 健幸政策課	継続
3	安心して産み育てられる環境の整備	64	乳幼児等医療費助成制度を実施します。	医療助成・年金課	継続
		65	阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムの整備、産科診療体制の整備を行います。	健幸政策課 市立川西病院 関係所管	継続
		66	社会生活環境の変化などに伴う疾病構造の変化に対応した各種健(検)診を実施します。	健幸政策課	継続
		67	「川西市子ども・子育て計画 ⁽⁴⁰⁾ 」を引き続き推進するとともに、計画の改定に向けた取組を進めていきます。	子ども支援課	継続
		68	市営住宅の募集に際し、母子家庭などの優先枠の確保に努めます。	公営住宅課	継続

基本課題8 ライフステージに応じた健康づくりの支援

(現状と課題)

思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期など、女性のライフステージ⁽⁴⁶⁾に対応した適切な健康の保持・増進が図れるよう健康診断や保健指導、健康相談などの一層の推進に努める必要があります。

一方、男性では、悩みを誰にも相談しない人が女性より多いなど、精神面で孤立しやすい傾向がみられるため、単身の高齢男性や不安定な雇用状態にある若年男性に対しては、相談体制の充実や社会への参画を促す取組が必要です。

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、女性も男性も、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、安全にスポーツに親しむことができる環境の整備に努める必要があります。

日本は HIV/エイズ⁽⁴⁴⁾や性感染症⁽⁴⁵⁾が先進国で唯一増加しています。特に若い世代で著しいことから、学校、地域の集まりなどでその危険を周知する必要があります。

【施策の方向】

1. 女性・男性の更年期⁽⁴⁷⁾、ストレス、自殺防止に関する情報提供
2. 青少年への薬物乱用防止、性感染症予防対策の推進
3. スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進

評価指標

	評価指標	現状	目標	担当課
23	川西市の自殺者数	26人 (平成29年度)	減少 (平成34年度)	地域福祉課 関係所管
24	市内の医療環境に満足している市民の割合 (市民実感調査)	47.8% (平成28年度)	60% (平成34年度)	健幸政策課
25	小規模事業所(50人未満)対象健康診断 受診者数	309人 (平成29年度)	400人 (平成34年度)	産業振興課

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	69	男女共同参画センター情報紙の発行、講座の開催などにより、女性・男性の更年期 ⁽⁴⁷⁾ 、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	人権推進課(男女共同参画センター) 地域福祉課 障害福祉課 健幸政策課	継続
		70	精神的な悩みなどに関する相談を充実します。	障害福祉課	継続
2	青少年への薬物乱用防止、性感染症予防対策の推進	71	県健康福祉事務所などと連携し、薬物乱用防止、HIV/エイズ ⁽⁴⁴⁾ や性感染症 ⁽⁴⁵⁾ 予防の必要性について啓発します。	健幸政策課 学校教育課 市立川西病院	継続
3	スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	72	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援や、レクリエーションスポーツ大会の開催など、生涯スポーツの推進とサポート体制の充実に努めます。	文化・観光・スポーツ課	継続
		73	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	健幸政策課 文化・観光・スポーツ課	継続
		74	ライフステージ ⁽⁴⁶⁾ に対応した女性の適切な健康の保持、増進が図れるよう、健康診査や保健指導、各種相談を充実します。	健幸政策課	継続
		75	女性に限らず、生涯を通じた健康の保持・増進のため、各種健(検)診の受診機会を提供します。	健幸政策課	継続
		76	中小企業のパートを含む労働者に対し、健康診断などの受診機会を提供します。	産業振興課	継続

基本課題9 さまざまな暴力の根絶

(現状と課題)

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント⁽⁴⁸⁾やパワー・ハラスメント⁽⁴⁹⁾、スクール・ハラスメント⁽⁵⁰⁾、アカデミック・ハラスメント⁽⁵¹⁾などがあります。近年では、マタニティ・ハラスメント⁽⁵²⁾、パタニティ・ハラスメント⁽⁵³⁾も問題となっています。これらは、当事者の基本的人権を深く傷つける人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因です。特に女性が被害者となる場合が多いため、女性が個人として尊重され、人権侵害と性差別のない職場づくり、学習・環境づくり、地域づくりが重要な課題となっています。

女性への暴力が起こる背景には、女性を男性の従属者としてみる支配構造、女性の性をモノとしてみる「性の商品化⁽³¹⁾」があります。また、性犯罪は公然と行われることは少ないため、実態把握がむずかしく、「女性に対するさまざまな暴力の根絶」という目標の達成は困難を極めますが、性犯罪・ストーカー行為の防止、売買春の禁止に関する情報提供・啓発を行う必要があります。

平成18(2006)年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)⁽⁵⁴⁾」及び平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)⁽⁵⁵⁾」が施行されています。各地で高齢者への虐待、財産の不当な処分などが問題になっていることから、家庭介護者への啓発や施設職員の研修を推進し、関連機関との連携を図る必要があります。

子どもの虐待が深刻な社会問題となっています。「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに健やかに成長できる社会の実現が課題です。このため、児童虐待に関する講座の開催や川西市要保護児童対策協議会を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応を図る必要があります。

【施策の方向】

- 1．各種ハラスメント防止対策の推進
- 2．ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止
- 3．高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
26	セクシュアル・ハラスメント ⁽⁴⁸⁾ にあった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性: 16.3% 男性: 2.0% (平成 28 年度)	0% (平成 33 年度)	人権推進課

男女共同参画に関する市民意識調査は 5 年ごとに実施しており、次回は平成 33 年度に実施する予定です。

問 あなたやあなたのまわりの方がセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたとき、あなたはどのような対応をしましたか。(あてはまるものすべてに)

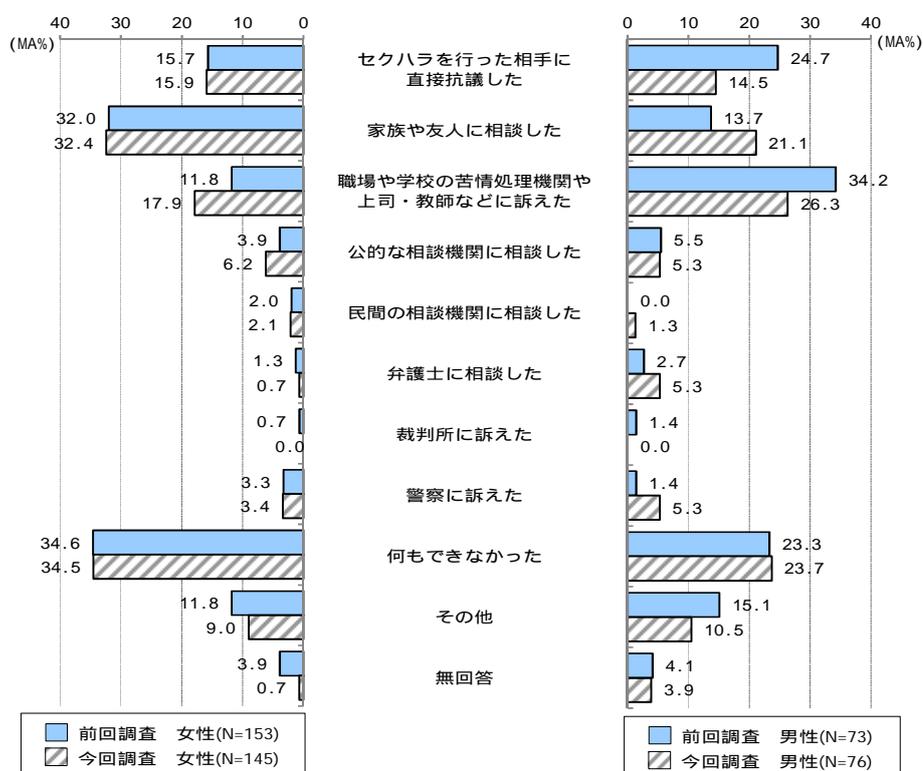


図 11：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P 65

前回調査は平成 23 年 11 月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	各種ハラスメント防止 対策の推進	77	セクシュアル・ハラスメント ⁽⁴⁸⁾ 、パワー・ハラスメント ⁽⁴⁹⁾ などの防止の啓発・学習を推進します。	職員課 人権推進課(男女共同参画センター) 産業振興課 人権推進課 関係所管	継続
		78	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	職員課 生活相談課 人権推進課(男女共同参画センター) 産業振興課 人権推進課	継続
2	ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止	79	ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進課(男女共同参画センター) 人権推進課	継続
3	高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	80	高齢者虐待防止法 ⁽⁵⁴⁾ を周知するとともに、高齢者虐待に関する相談体制の充実と関係機関のネットワークを強化します。	介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター)	継続
		81	障害者虐待防止法 ⁽⁵⁵⁾ を周知するとともに、障がい者虐待に関する相談体制と自立支援の充実を図ります。	障害福祉課	継続
		82	児童虐待防止法 ⁽⁵⁶⁾ を周知するとともに、児童虐待に関する相談体制と関係機関のネットワークを強化します。	こども・若者ステーション	継続

基本目標 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶

～川西市配偶者等からの暴力対策基本計画～

配偶者やパートナーからの身体的、精神的など様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、すべての人が個人として、性別にとらわれず、自分らしくいきいきとした生活を送ることができる男女共同参画社会の実現の妨げになっています。

市民意識調査の結果をみると、DV⁽²³⁾を受けたことのある女性は9.5%で、前回の調査(平成23年実施)と同じ数字となっていますが、30代の女性は10.5%から17.5%に増加しています。また、DVを受けた女性の63.3%が誰にも相談しなかったと回答していることから、潜在的な被害者の多さがうかがえます。

本市では、かねてより、市広報誌・男女共同参画センター情報紙の発行や、講座などの開催による意識啓発の推進、女性のための相談の開設、川西市DV防止ネットワーク会議の設置などに取り組むとともに、関係機関との連携を図ってきました。

平成25(2013)年には、平成19(2007)年に改正された「DV防止法⁽¹²⁾」に基づき、「第3次川西市男女共同参画プラン - 男女の自律と平等をめざして - 」基本目標5「配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶～川西市配偶者等からの暴力対策基本計画～」を策定するとともに、平成28(2016)年には「川西市配偶者暴力相談支援センター⁽⁵⁸⁾」を開設しました。

DVの根絶には、予防と早期発見・早期対応が重要です。しかし、DVを受けても、一人で悩みを抱え込み、相談窓口が十分に活用されていない状況もあります。市民に最も身近な行政機関として、配偶者暴力相談支援センターの周知を徹底し、DV被害者の視点に立ったきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、DVを許さない意識の醸成を図ります。

基本課題10．DV防止に向けた啓発・教育の徹底

基本課題11．相談体制の充実

基本課題12．被害者の安全確保

基本課題13．被害者の自立支援

基本課題14．推進体制の強化

基本課題10 DV防止に向けた啓発・教育の徹底

(現状と課題)

市民意識調査の結果をみると、セクシュアル・ハラスメント⁽⁴⁸⁾やDV⁽²³⁾は男女互いの性に対する人権侵害だと思ふ人の割合は、女性で90.5%、男性で89.5%となっています。しかし、9.5%の女性が、30歳代では17.5%の女性がDV被害を受けています。また、前回調査と比較すると、「殴ったり、蹴ったり、平手で打つなどをする」が6.1ポイント増加しています。このような状況を改善し、暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを市民共有の認識とする必要があります。このため、一人ひとりが人権意識を高め、DVについての理解を深められるように、市民(家庭・地域社会)や事業者への啓発が課題です。

市民意識調査によると「デートDV⁽⁵⁷⁾の内容をある程度まで知っている」と答えた人の割合は、女性が27.6%、男性が18.8%で、10代では、女性が40%、男性が33.4%となっています。若年層がデートDVや、将来、DVの被害者・加害者とならないためにも、女性も男性も互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができ、自尊感情を高めることができるよう、教育委員会やPTAとも連携を図りながら、学校などでの教育や啓発に取り組む必要があります。

【施策の方向】

1. 市民(家庭・地域社会)への啓発の推進
2. 事業者への啓発の推進
3. 学校などでの啓発・教育の推進

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
27	セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だと思ふ人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:90.5% 男性:89.5% (平成28年度)	女性:100% 男性:100% (平成33年度)	こども・若者ステーション 人権推進課
28	DVやデートDVに関する講座開催など啓発活動の延べ回数	5回 (平成29年度)	20回 (平成30~34年度)	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター)

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、今回は平成33年度に実施する予定です。

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	市民(家庭・地域社会)への啓発の推進	83	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを利用し、DV ⁽²³⁾ ・デートDVは個人の人権を踏みにじる重大な人権侵害であることを啓発します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 人権推進課	継続
		84	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 人権推進課 地域福祉課 市立川西病院	継続
2	事業者への啓発の推進	85	事業者に対してDV被害者の支援方法などについて情報提供します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター)	継続
3	学校などでの啓発・教育の推進	86	中学生や高校生に対し、デートDVに関する啓発パンフレットを配布するなど、学習の機会を設けることで理解と意識の向上を目指します。	人権推進課(男女共同参画センター) 学校教育課 社会教育課	継続
		87	小・中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」を実施します。	学校教育課	継続
		88	保育所・幼稚園・学校関係者などに対し、DV・デートDVに関する研修会を実施します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 学校教育課 社会教育課 幼児教育保育課	継続

問 あなたはDV被害にあわれたことがありますか。(どちらか1つに)

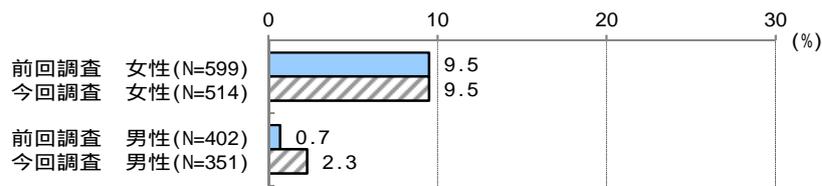


図 12：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P 69
前回調査は平成 23 年 11 月実施

問 あなたが受けたDVはどのような内容ですか。(あてはまるものすべてに)

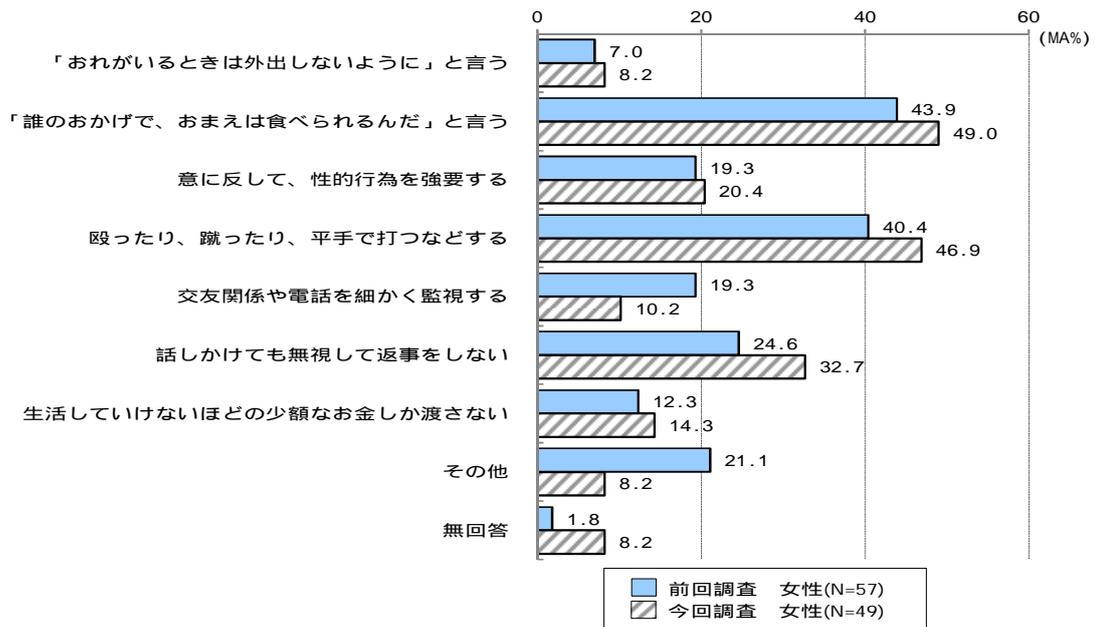


図 13：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P 73
前回調査は平成 23 年 11 月実施

問 あなたは、「デートDV」をご存知ですか。(あてはまるもの1つに)

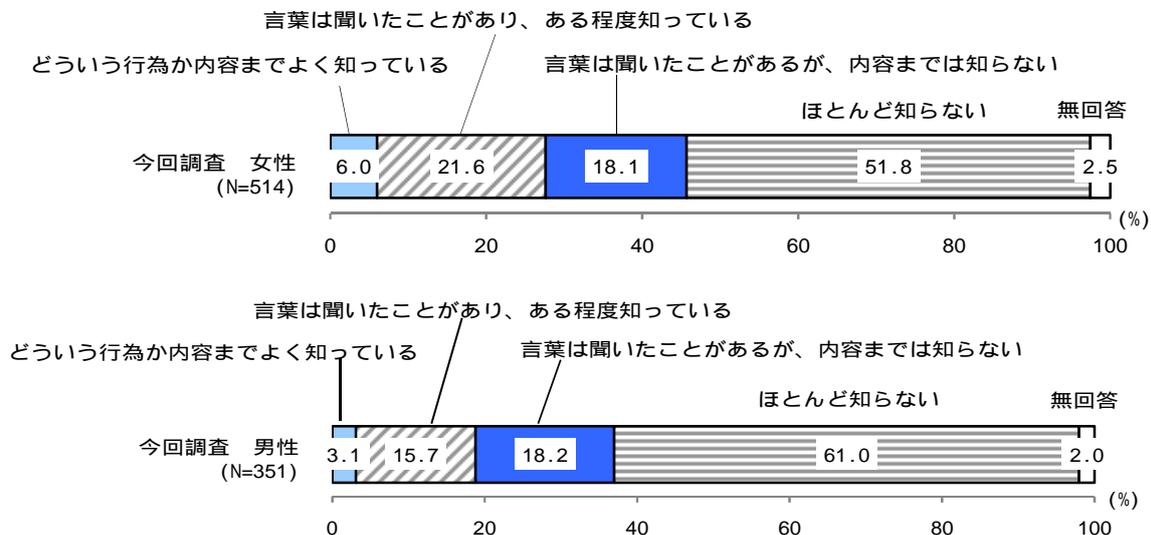


図 14：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P 79

基本課題 11 相談体制の充実

(現状と課題)

市民意識調査の結果をみると、DV⁽²³⁾を受けたことがある女性の63.3%が「相談しなかった」と回答しており、その理由をたずねると、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」が48.4%で最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が35.5%、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が32.8%となっています。また、「相談した」と答えた人でも、相談先は家族や友人が多く、公的機関の利用は少ないのが現状です。DVは、家庭内で行われることが多いため、外部からはその発見が難しく、潜在化する傾向にあります。被害が深刻化する前に、被害者が迷わず、安心して相談できるように、平成28(2016)年4月に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター⁽⁵⁸⁾」と、市の福祉・人権・教育・保健部門や警察、県の関係機関など各種窓口との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図る必要があります。

また、「川西市配偶者暴力相談支援センター」や「川西市男女共同参画センター⁽⁵⁹⁾」などの相談員の資質向上を図るとともに、被害者が窓口で二次的被害を受けることがないように、関係職員の研修の充実も図ります。さらに、DVを発見しやすい立場にある、保健・医療機関や学校関係者、福祉関係者などに対し、「DV防止法」に基づく通報についての周知を図り、被害が深刻な状況にならないよう、早期発見を可能にする環境づくりが必要です。

本市では、平成17(2005)年3月に川西市男女共同参画推進本部幹事会「女性に対する暴力対策部会」プロジェクトチームにおいて作成した「DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき、被害者への適切な対応に努めています。このマニュアルについては、適宜改定し、被害者支援の各段階において最大限活用する必要があります。

【施策の方向】

1. 配偶者暴力相談支援センターの充実と各種相談窓口との連携強化、市民への周知徹底
2. 相談員などの資質の向上と二次的被害の防止

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
29	DV被害者の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:9.5% 男性:2.3% (平成 28 年度)	減少 (平成 33 年度)	こども・若者ステーション
30	DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	33.9% (平成 28 年度)	70% (平成 33 年度)	こども・若者ステーション

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は平成33年度に実施する予定です。

問 「あなたがDVを受けたとき、どこかに相談しましたか。」

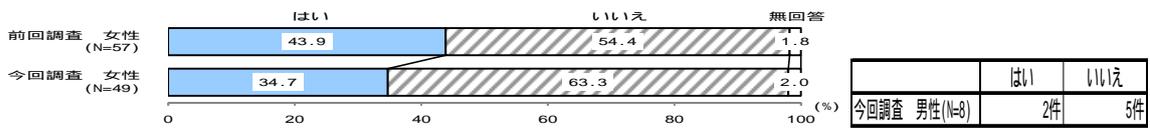


図 15：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P74
前回調査は平成 23 年 11 月実施

問 相談しなかった理由は何ですか。（あてはまるものすべてに）

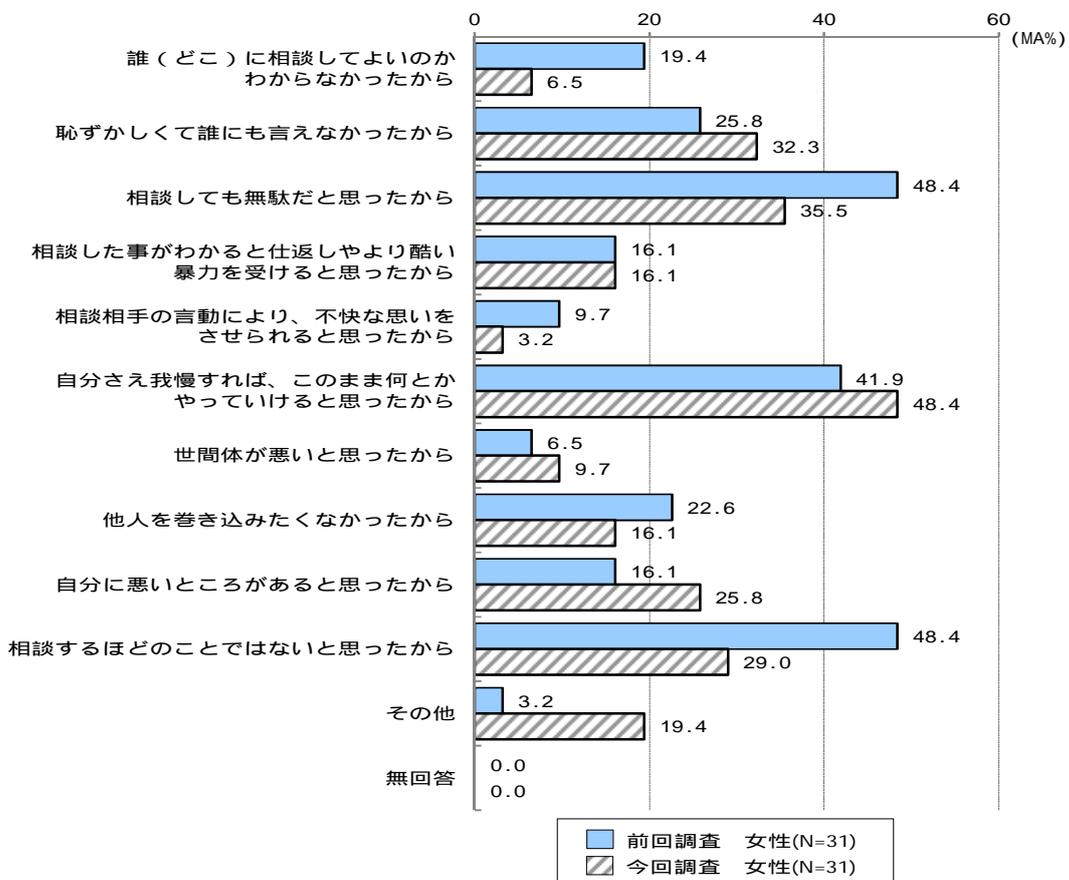


図 16：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P75
前回調査は平成 23 年 11 月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	配偶者暴力相談支援センターの充実と各種相談窓口との連携強化、市民への周知徹底	89	「ドメスティック・バイオレンス(DV) ⁽²³⁾ 」被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 生活支援課 介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター) 学校教育課 教育支援センター 健幸政策課 市立川西病院	継続
		90	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センター ⁽⁵⁸⁾ などDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター)	継続
		91	DV防止啓発のチラシなどを作成し、医師会を通じて医療機関へ配布することによって、被害者保護の啓発に努めます。	こども・若者ステーション 健幸政策課	継続
2	相談員などの資質の向上と二次的被害の防止	92	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 生活支援課 介護保険課 介護保険課(地域包括支援センター) 教育支援センター 健幸政策課 市立川西病院	継続

基本課題12 被害者の安全確保

(現状と課題)

被害者を緊急に保護する必要がある場合には、一時保護施設へ入所申請を行い、施設まで職員が同行するなど、被害者の安全を確保しています。一時保護を必要とする被害者は精神的に不安定な状態に置かれていることが多く、また、加害者が被害者の所在を捜しまわる場合も少なくないことから、その対応には細心の注意を払う必要があります。

緊急一時保護の場合は警察や県との連携が重要となるため、日ごろから関係機関と情報共有を図り、迅速で適切な被害者支援に努めています。

被害者の申し出により、被害者の住民票や戸籍の附票などを加害者に交付、閲覧しないようにするとともに、避難先で国民健康保険被保険者証を使用する場合に、申し出があれば加害者への医療費通知の送付を行わないなどの支援措置を講じています。

このほか、加害者からの問い合わせや追求に対しては一切答えないなど、各機関が連携し、被害者情報の守秘を徹底しています。各機関の連携が途切れることのないよう、研修を重ねる必要があります。

【施策の方向】

- 1．緊急時における被害者の安全確保
- 2．被害者などの情報管理の徹底

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	緊急時における被害者の安全確保	93	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援を行います。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同 参画センター) 生活支援課	継続
		94	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	こども・若者ステーション 社会教育課 学校教育課 教育支援センター	継続
2	被害者などの情報管理の徹底	95	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	市民課 国民健康保険課 関係所管	継続
		96	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	学務課 こども・若者ステーション 関係所管	継続
		97	加害者の追及に対して、相談履歴の有無などを含めて返答しないなど、守秘義務を徹底するとともに、加害者の情報を共有します。	こども・若者ステーション 関係所管	継続

基本課題13 被害者の自立支援

（現状と課題）

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要です。このため、被害者への各種支援制度に関する情報を提供し、助言する必要があります。また、経済的自立に向けた適切なサポートを行う必要があります。

一時保護後、地域で生活するにあたって、自尊感情の喪失や不安感、心のゆれなど、さまざまな課題を抱えながら暮らしている被害者も多いことから、心理的ケアのための支援を充実していきます。さらに、DV⁽²³⁾家庭で育ったことにより深刻な影響を受けている子どもへの心のケアに関しても支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 1．生活の安定、経済的自立に向けた支援
- 2．心理的ケアの充実

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	生活の安定、経済的自立に向けた支援	98	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	生活支援課 地域福祉課	継続
		99	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	国民健康保険課 医療助成・年金課 市民課 関係所管	継続
		100	市営住宅の募集に関する情報提供を行うほか、DV ⁽²³⁾ 被害者を市営住宅入居抽選の優先枠対象者とします。	公営住宅課	継続
		101	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 地域福祉課 産業振興課 関係所管	継続
		102	被害者の就業活動を支援するため、保育所や留守家庭児童育成クラブ ⁽⁴¹⁾ への優先的な受け入れを行います。	幼児教育保育課 社会教育課	継続
2	心理的ケアの充実	103	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	こども支援課 人権推進課(男女共同参画センター) 教育支援センター	継続
		104	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 障害福祉課	継続

基本課題14 推進体制の強化

(現状と課題)

本市では、市役所内の関係各課で構成する川西市男女共同参画推進本部幹事会「女性に対する暴力対策部会」を設置し、「DV(ドメスティック・バイオレンス)⁽²³⁾被害者を支援するためのマニュアル」の作成や、情報交換、研修会などを行ってきました。今後は、同部会の活動をさらに発展させるとともに、関係所管がより迅速に、かつ的確に対応にできるよう連携を強化する必要があります。

DVは人権や生命に関わる問題であり、本来は行政が責任を持って取り組む分野です。しかし、DV被害者の多様なニーズに対応するためには、多様な選択肢の提供が必要であり、柔軟な対応ができる民間支援団体の支援が重要な役割を果たしています。DV対策を一層効果的に進めるため、民間支援団体との連携・協働を強化する必要があります。

また、川西警察署と兵庫県伊丹健康福祉事務所、兵庫県川西こども家庭センター、市関係機関で構成する川西市DV防止ネットワーク会議を開催し、広域関係機関との連携や情報の共有、研修などを行ってきました。被害者支援には、このような広域的なつながりが欠かせません。今後は、被害者支援をさらに円滑に行うために、兵庫県女性家庭センター(配偶者暴力相談支援センター⁽⁵⁸⁾)との連携を強化するとともに、公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携がさらに強固なものになるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかける必要があります。

【施策の方向】

1. 警察や県、市福祉・子ども部門などの連携強化
2. 民間支援団体との連携・協働
3. 広域連携の強化

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	警察や県、市福祉・子ども部門などの連携強化	105	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催するなど、市関係所管の連携を強化します。	こども・若者ステーション 人権推進課 関係所管	継続
		106	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化や連携強化に努めます。	こども・若者ステーション 人権推進課 関係所管	継続
2	民間支援団体との連携・協働	107	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討などを行います。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 生活支援課	継続
		108	民間支援団体が自主的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター)	継続
3	広域連携の強化	109	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	こども・若者ステーション 人権推進課(男女共同参画センター) 生活支援課	継続

基本目標 男女共同参画施策の推進と進行管理

本市では、平成 5（1993）年に女性プランを策定して以来、男女平等に向けての施策を展開してきました。平成 15（2003）年には、男女共同参画プランのもと、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁挙げての取組を進めてきました。男女共同参画審議会の設置、男女共同参画市民企画員の委嘱も行ってきました。

男女共同参画センター⁽⁵⁹⁾においては、ジェンダー⁽⁸⁾問題についての講座や相談、情報提供などの事業を実施し、ここを拠点とした市民活動も展開されてきました。

また、平成 27（2015）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的として「川西市男女共同参画推進条例」を制定しました。

しかし、「市民意識調査」の結果をみると、このプランを知らない人は女性で 74.5%、男性で 79.5%、川西市男女共同参画センターを知らない人は女性で 49.4%、男性で 67.0%です。さらに男女共同参画施策を調整する部門や男女共同参画センターの充実を図り、市民などとの協働による全庁的な施策の推進によって、男女共同参画社会の実現を期さなければなりません。

全庁的な男女共同参画の推進を図るため、その調整部門の強化に努め、男女共同参画センターの事業内容などについて市民への周知徹底を図り、専門的力量を備えた職員の配置と地域への働きかけによって、市民などとの協働で施策を推進することが必要です。

基本課題 15．男女共同参画の施策推進体制の強化

基本課題 16．市民参画の体制整備

基本課題15 男女共同参画の施策推進体制の強化

(現状と課題)

男女共同参画施策に関する庁内の連携強化を一層図ることが必要であり、そのためには調整担当部署の機能強化が課題です。

毎年度、男女共同参画プランに基づく具体的施策の進捗状況及び評価指標の達成状況を明らかにした報告書を作成し、公表しています。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対し、市民などから苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速に対応する必要があります。また、性別による差別的取扱い、その他男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民などから相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行う必要があります。

男女共同参画センター⁽⁵⁹⁾は、男女共同参画に関する講座の開催や情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談業務、調査研究の実施、NPO⁽²¹⁾、住民などの活動支援など、多様な機能を有しており、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設です。多くの市民に知られ、その利用が促進されるようさらなる広報活動に努めるとともに、講座の開催などを通して公民館などの社会教育機関、その他諸団体との連携強化を図る必要があります。また、男女共同参画に係る相談機関の連携システムを構築することが課題です。

「川西市特定事業主行動計画⁽³⁴⁾」及び「川西市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、当市役所が地域のモデル職場となるように、男女ともに働きやすい職場づくりや、育児・介護休業の男女とも取得の推進などに取り組む必要があります。

本市では、平成22(2010)年に川西市参画と協働のまちづくり推進条例を制定し、平成23(2011)年からコミュニティ組織を基盤に、地域活動の活性化を図るための仕組みとして地域分権制度の検討をはじめました。平成25(2013)年には、地域分権を推進し、住みよい地域づくりを進めるため、地域担当職員⁽⁶⁰⁾制度を設けました。この地域担当職員や、以前から各小学校区人権啓発推進委員会に2名ずつ配置している校区担当職員(小学校区人権啓発部会員)をコミュニティワーカー⁽⁶¹⁾と位置づけ、男女共同参画の視点で支援活動が行えるよう研修などを実施する必要があります。

【施策の方向】

- 1．庁内推進体制の整備・強化と評価指標（数値目標）による進行管理
- 2．男女共同参画センター⁽⁵⁹⁾の周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化
- 3．庁内男女共同参画モデル化の推進評価指標

評価指標

	評価指標	現 状	目 標	担当課
31	川西市男女共同参画プランを知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:21.8% 男性:18.8% (平成 28 年度)	女性:70% 男性:70% (平成 33 年度)	人権推進課
32	パレットかわにし(川西市男女共同参画センター ⁽⁵⁹⁾)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:40.8% 男性:24.8% (平成 28 年度)	女性:70% 男性:50% (平成 33 年度)	人権推進課
33	男女共同参画センターと公民館などとの共催講座延べ件数	2 件 (平成 29 年度)	10 件 (平成 30～34 年度)	人権推進課 (男女共同参画センター)

男女共同参画に関する市民意識調査は5年ごとに実施しており、次回は平成33年度に実施する予定です。

問 あなたは、複合施設「パレットかわにし（1階）」にある川西市男女共同参画センターを利用したことがありますか。または、ご存じですか。
（あてはまるもの1つに ）

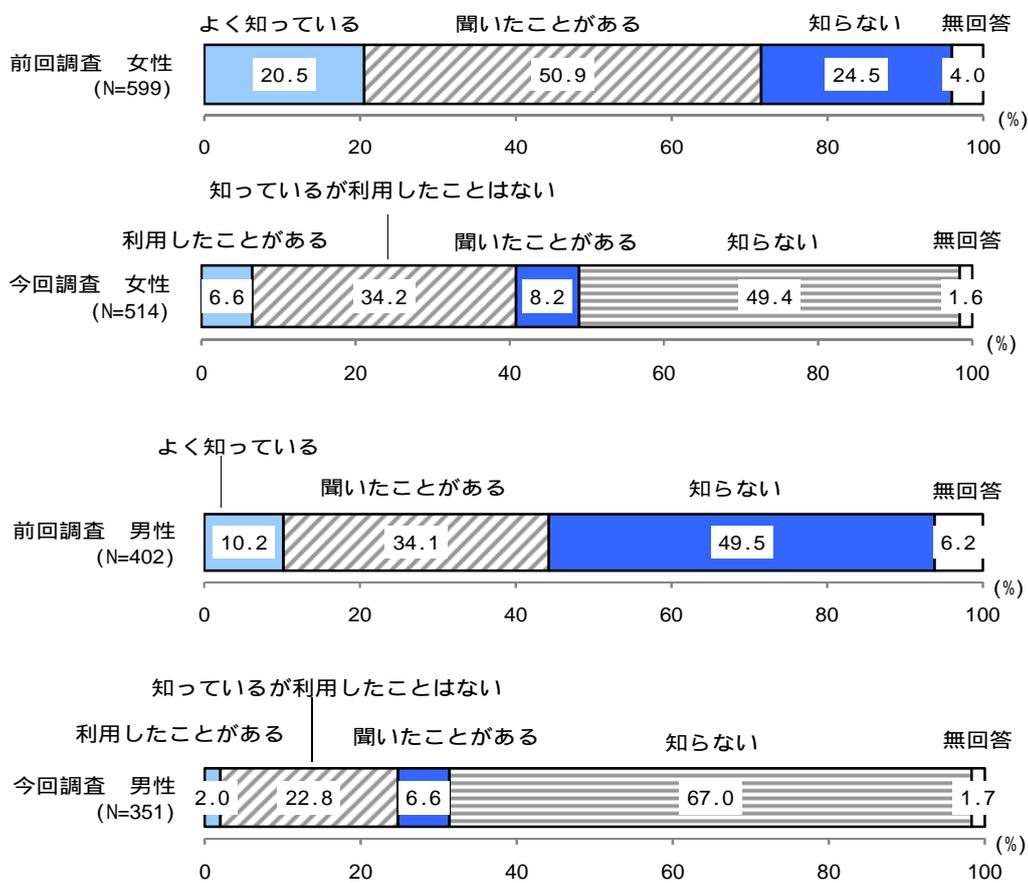


図 17：川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（平成 29 年 3 月）P82
前回調査は平成 23 年 11 月実施

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	庁内推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進行管理	110	「男女共同参画推進本部 ⁽¹⁵⁾ 」の活性化を図ることで、施策推進体制を強化します。	人権推進課	継続
		111	プラン策定とその進行管理のための諮問・専門機関として、引き続き「男女共同参画審議会 ⁽¹⁶⁾ 」を設置し、必要に応じて開催します。	人権推進課	継続
		112	評価指標(数値目標)を設定し進行管理を行うとともに、その進捗状況を定期的に公表します。	人権推進課 関係所管	継続
		113	男女共同参画推進条例を周知します。	人権推進課	継続
2	男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化	114	市広報誌や市ホームページ、その他あらゆる媒体を活用し、男女共同参画センター ⁽⁵⁹⁾ の一層の周知を図ります。また、同センターのフリースペースに多くの人を呼び込めるような講演会や催しなどの開催を検討します。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター)	継続
		115	講座の開催などを通して公民館やレフネットなどの社会教育機関、その他諸団体との連携強化を図ります。	人権推進課(男女共同参画センター) 総合センター 公民館 社会教育課 関係所管	継続
3	庁内男女共同参画モデル化の推進	116	「川西市特定事業主行動計画 ⁽³⁴⁾ 」に基づき、市女性職員、教員の職域拡大と管理職などへの登用促進を図り、地域のモデル職場となるよう取組を進めます。	職員課 人権推進課 関係所管	継続
		117	セクシュアル・ハラスメント防止など男女共同参画に関する職員研修、教員研修を充実します。	職員課 人権推進課 学校教育課	継続
		118	コミュニティワーカー ⁽⁶¹⁾ としての地域担当職員 ⁽⁶⁰⁾ 及び校区担当職員(小学校区人権啓発部会員)に、男女共同参画の視点で支援活動が行えるよう研修などを実施します。	参画協働課 人権推進課	継続

問 次の「ことがら」や「ことば」を見たり聞いたりしたことがありますか。

(~ のそれぞれについて、1～3の中であてはまるもの1つに)

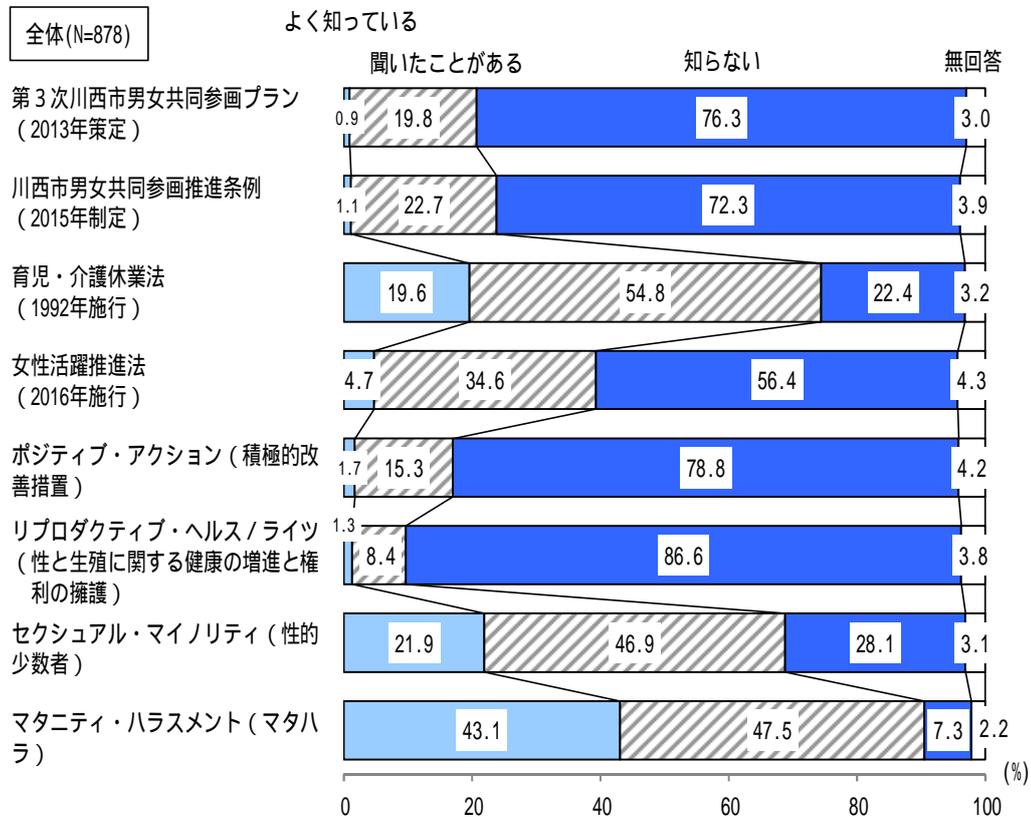


図 18 : 川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 (平成 29 年 3 月) P 18

基本課題16 市民参画の体制整備

(現状と課題)

男女共同参画社会の実現には、ジェンダー⁽⁸⁾問題に関する気づきを促すような粘り強い施策の展開が不可欠です。このため、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け活動している、または、活動しようとしている市民グループを、引き続き支援していく必要があります。

また、参画と協働の理念のもと、男女平等を推進する力量を備えた市民リーダーを育成することも不可欠であることから、引き続きリーダーの発掘や養成に努めるとともに、その中で育った人々が、市や地域で活躍できるようなシステムの構築に努める必要があります。

【施策の方向】

1. ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援
2. 男女共同参画市民企画員⁽⁶²⁾の育成

評価指標

	評価指標	現状	目標	担当課
34	男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金の延べ交付団体数	7 団体 (平成 25～29 年度)	10 団体 (平成 30～34 年度)	人権推進課
35	男女共同参画市民企画員の延べ人数	35 人 (平成 25～29 年度)	40 人 (平成 30～34 年度)	人権推進課
36	男女共同参画市民企画員企画講座の延べ参加者数	597 人 (平成 25～29 年度)	800 人 (平成 30～34 年度)	人権推進課

	施策の方向		具体的施策	担当課	備考
1	ジェンダー ⁽⁸⁾ 問題に取り組む市民団体への支援	119	男女共同参画に取り組む市民団体へ助成金を交付するなど、その活動を支援します。	人権推進課	継続
		120	男女共同参画に取り組む市民団体のネットワーク化を促進します。	人権推進課(男女共同参画センター)	継続
2	男女共同参画市民企画員の育成	121	男女共同参画市民企画員 ⁽⁶²⁾ の育成を行い、市や地域で活躍できるようなシステムを構築します。	人権推進課 人権推進課(男女共同参画センター)	継続

資料

男女共同参画プラン用語解説

1 男女共同参画社会 [P1]

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

2 女性活躍推進法 [P1、P2、P5、P20、P26、P31]

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27(2015)年 9月に公布、施行されました。施行から 10 年間の時限立法です。同法により平成 28(2016)年 4 月から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員 300 人以下の企業にも努力義務として課されます。

3 国連国際婦人年 [P1]

昭和 47(1972)年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50(1975)年を国際婦人年とすることが決定されました。また、昭和 51(1976)年～昭和 60(1985)年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」としました。

4 国連婦人の 10 年 [P1]

昭和 50(1975)年の第 30 回国連総会において昭和 51(1976)年～昭和 60(1985)年を「国連婦人の 10 年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言されました。そして、「国連婦人の 10 年」の中間年にあたる昭和 55(1980)年には、コペンハーゲンで「国連婦人の 10 年」中間年世界会議が、「国連婦人の 10 年」の最終年にあたる昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

5 世界女性会議 [P1、P8]

昭和 55(1975)年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている、女性問題に関する国際会議。第 1 回世界女性会議は昭和 55(1975)年にメキシコシティで、第 2 回世界女性会議は昭和 55(1980)年にコペンハーゲンで、第 3 回世界女性会議は昭和 60(1985)年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7(1995)年に北京で開催されました。

6 国連特別総会「女性 2000 年会議」 [P2]

第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の報告と評価を行うとともに、さらなる行動とイニシアティブを検討するため、平成 12(2000)年にニューヨークで開催されました。最終日には、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と、行動綱領の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

7 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)[P2、P24、P25]

昭和 54(1979)年 12 月、第 34 回国連総会において採択され、昭和 56(1981)年 9 月に発効しました。我が国は、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科の男女共修等の措置を講じた後の昭和 60(1985)年 6 月に批准しました。平成 30(2018)年 1 月現在の締約国数は 189 カ国。締約国は、条約の実施状況について、条約が効力を生じてから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっています。

8 ジェンダー(社会的性別) [P2、P7、P15、P65、P66]

外生殖器で判断した生物学的性別を「セックス/sex」というのに対して、歴史的な社会/文化の中で形成された男女の違いを「ジェンダー/gender」(社会的性別)といいます。

今日、人の生殖腺、内生殖器、外生殖器の組み合わせも多様であることや、同性愛や性同一性障害の人々が認められているように、人は、男と女という二項対立的な二分法に収まらない場合があります。このため、社会的・文化的に形成されてきた、男/女という単純な二項対立的観方や異性愛中心主義等のもつ社会/文化性(規範性、抑圧性)を批判的に見ていく動きは拡がりつつあります。従って「ジェンダー」には、そうした社会/文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別、上下関係等に気づき、またそれらに敏感になって、それらの解消を目指すという意味も含まれることとなります。

9 エンパワメント [P2、P6、P7、P8]

従来は「力をつけること」の意味で使われていましたが、近年は「潜在的に持っている力を伸ばすこと」の意味で使われるようになりました。すなわちエンパワメントとは、これまで、政策決定や意思決定の面で十分に力を出さない状態にあった女性一人ひとりが、潜在的に持っている自分の力を自覚し、それを伸ばすことにより、さまざまな分野で力を発揮していくことです。平成7(1995)年に北京で開かれた第4回世界女性会議のキーワードであり、以後、男女共同参画の取組の中で重要視されている考え方です。

10 男女共同参画社会基本法 [P2、P5、P7、P12]

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

11 男女共同参画基本計画 [P2]

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第一次の計画は平成12(2000)年12月12日に閣議決定されました。また、同法第14条により、都道府県及び市町村においても、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

現行の計画(第4次計画)は、平成22(2010)年に第3次計画が策定されたのちの国内外の状況などを踏まえ、これまでの男女共同参加に関する取組を評価・総括したうえで、平成27(2015)年12月25日に閣議決定されています。

12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)[P2、P5、P8、P46]

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

男性被害者もこの法律の対象となりますが、多くの場合は女性であることから、前文は女性被害者に配慮した内容となっています。平成19(2007)年7月の改正(2回目)では、保護命令の拡充とともに、市町村の基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が盛り込まれました。また、平成25(2013)年7月の改正(3回目)では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

13 育児・介護休業法 [P2]

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、平成7(1995)年、育児休業法を大幅に改正し成立しました。事業主は、育児休業や介護休業、子の看護休暇の申し出をしたこと、または取得したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことなどが定められています。

平成29(2017)年3月の改正では、保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐこと、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めることなど、仕事と育児の両立支援に関する内容が充実されました。

14 ひょうご女性チャレンジひろば [P3、P29]

平成18(2006)年6月、兵庫県が、出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動にチャレンジする女性などを総合的に支援するため、県立男女共同参画センター内に設置した総合窓口で、情報提供や相談を行っています。

また、平成28(2016)年3月31日現在、県内29市中24市の男女共同参画センター等で「女性チャレンジひろば」が開設されています。

15 川西市男女共同参画推進本部 [P3、P6、P63]

本市における男女共同参画社会の形成促進に関する施策を全庁横断的に推進するため設置しています。本部長は市長、副本部長は両副市長、本部員はその他特別職と部長級職員で構成されています。また、この推進本部の下部組織として、関係所管や各部庶務担当課の課長級職員で構成する幹事会を設置しています。

16 川西市男女共同参画審議会 [P3、P6、P63]

市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議するため、平成 15 (2003) 年 4 月 1 日に設置されました。委員は 12 人以内で構成され、任期は 2 年としています。また、幅広く市民の意見を反映するため、市民公募枠を設けています。平成 29 (2017) 年 10 月には市長の諮問に対し、「第 3 次川西市男女共同参画プランの見直しについて (答申) 」を提出しました。

17 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) [P7、P19]

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。過去の差別の結果を是正するためには、単なる機会の平等だけでは不足であり、より積極的な措置が必要であるという考え方に基づいています。アファーマティブ・アクションとも呼ばれます。具体的には、自治体の審議会等への女性委員登用のための目標設定や、女性の昇進試験の受験の奨励、法を上回る育児・介護休業制度の導入などがあります。

18 ジェンダー (社会的性別) 問題に敏感な視点 [P7]

男女の性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを「意識化」していこうという視点です。

しかし、その対象の中には、ひな祭りや端午の節句など男女共同参画社会の推進・形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

19 法的識字能力 (リーガル・リテラシー) [P7、P14]

リテラシー (識字) とは「読み書き能力」の意味です。法的識字能力とは、法律や制度において自分にどんな権利があるかを知り、その権利を行使するためにどのような手続きが必要なのかを理解し、その知識を使いこなす能力のことです。また、現行のあらゆる法律につて、ジェンダーの視点から総点検し、男女平等なものに改正し、さらに法の執行をジェンダーによる偏りのないものにすることで

す。
平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議では、行動綱領の「女性と人権」の項目に、戦略項目として「法的識字の達成」が掲げられ、平成 12 (2000) 年に策定された「男女共同参画計画」でも、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革に向けた「法識字の強化」が盛り込まれました。

20 NGO [P8]

Non Governmental Organization (非政府組織) の略称で、もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもので、最近では、開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われています。

21 NPO [P8、P20、P22]

Non Profit Organization (非営利組織) の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会

貢献活動に充てることとなります。このうち「特定非営利活動法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格 (個人以外で権利や義務の主体となり得るもの) を取得した法人です。法人格の有無を問わず、さまざまな分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など) で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

22 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) [P8、P15、P26、P27、P28、P29、P31、P32、P33、P34、P35]

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活 (家事・子育て・介護等)、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。

平成 19 (2007) 年 12 月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。この憲章の前文は次のとおりです。

「わが国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも対応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。」

- 23 ドメスティック・バイオレンス（DV） [P8、P24、P46、P47、P48、P50、P52、P55、P56、P57]
配偶者や恋人など親しい関係にある人から振られる暴力のことで、「DV」と略されます。DVには、殴る、蹴るという「身体的暴力」だけでなく、暴言や無視などによる「精神的暴力」、友人などとの付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」があります。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる問題として取り上げられ、高齢者と介護家族間、親子間に生じる「家庭内暴力」とは区別されています。
- 24 （固定的）性別役割分担 [P12、P14]
男女を問わず個性や個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方です。この考え方は、個人の生き方を性によって狭めるものであり、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因になっています。
- 25 人権教育のための国連10年 [P12]
平成6（1994）年12月の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする旨が決議されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。これを受け、わが国でも、平成9（1997）年に、憲法に定める基本的人権の尊重の原則と人権という普遍的文化を構築することを目的に、学校教育、社会教育、企業、その他あらゆる場を通して、人権教育を推進することを目標とした「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。
- 26 人権教育のための世界プログラム [P12]
「人権教育のための国連10年」（平成7（1995）年～平成16（2004）年）の終了を受け、平成16（2004）年12月の国連総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17（2005）年1月1日から開始することを採択しました。このプログラムは、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっています。
第1段階（平成17（2005）年～平成19（2007）年）は「初等・中等教育における人権教育普及」に焦点が当てられました。その後、第1段階は2年間延長され平成21（2009）年に終了し、平成22（2010）年から平成26（2014）年までの5年間で第2段階とされ、「高等教育のための人権教育と、あらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者のための人権研修」に重点が置かれることとなりました。
- 27 川西市人権行政推進プラン [P13、P14]
人権教育、人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進方針や計画を示したものであり、平成17（2005）年12月に策定されました。この人権行政プランは、平成12（2000）年に策定した「人権教育のための国連10年川西行動計画」を継承し、発展させたもので、平成26（2014）年度の見直しを経て、その計画期間を平成31（2019）年度までとしています。
- 28 隠れたカリキュラム [P15、P17]
学校で学ぶべき知識体系として明文化され、公的に認識されているカリキュラムに対して、教師の言動や教材、学校の中の生活環境や規則などに潜む潜在的なカリキュラムのことをいいます。男女別

名簿でいつも男子が女子よりも先に呼ばれることや、校長・教頭など指導的立場にある教職員に女性が少ないことなどは、無意識のうちに、女子は男子よりも劣るもの、男子のあとについていくものといった観念を子どもたちの中に植え付けます。学校教育における男女平等を達成するためには、この隠れたカリキュラムを是正していく必要があります。

29 メディア・リテラシー [P15、P18]

世の中にある数えきれないほどの沢山の情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のことです。

30 セクシュアル・マイノリティ [P15、P18]

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のことで、性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティともいいます。同性愛者(女性を好きになる女性(レズビアン)または男性を好きになる男性(ゲイ))、両性愛者(好きになる人の性別を問わない人。バイセクシュアルともいう。)、トランスジェンダー(体の性と心の性が一致しない人。性同一性障害を含む。)、インターセックス(主に外性器から見て男女の区別のつきにくい人。半陰陽者ともいう。)、アセクシュアル(性欲や恋愛感情を抱かない人)などの総称です。近年では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって、LGBTともいいます。

31 性の商品化 [P18、P43]

買春、ポルノ、性を強調したCMなど、主に女性の体やその一部を「モノ」扱いすることであり、女性をその人格と切り離して性の対象物としてみることです。性をモノ化することは、対等である男女の関係を歪めます。近年、メディアの発信する情報の中には、女性を性的側面のみでとらえ、人格を無視したような情報が溢れています。これらの情報が日常的に、大量に、長期にわたり流されることは、セクシュアル・ハラスメントやDVの温床となっています。

32 地縁団体 [P20]

自治会やコミュニティなど、地縁で結ばれた団体のことをいいます。地方自治法第260条の2は、地縁団体を「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義しています。

33 次世代育成支援対策推進法 [P20]

仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や従業員301人以上の企業に、平成17(2005)年3月末までに行動計画の策定を義務づけた法律です。

平成27(2015)年3月末までの時限立法でしたが、同法の有効期限は10年間延長され、平成37年3月末までとなりました。

34 特定事業主行動計画 [P20、P60、P63]

我が国における急速な少子化への対策として、平成15(2003)年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国や地方公共団体は事業主として次世代育成支援を推進していくために、特定事業主行動計画を策定することが義務づけられました。また、平成27(2015)年8月に「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、同法に基づく、特定事業主行動計画を策定することが義務づけられました。

35 M字カーブ [P27、P30]

女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)を折れ線グラフにすると、30歳代を底とする、アルファベットの「M」の字を描くことから、M字カーブといわれます。

その背景には、女性が結婚、出産、子育ての期間に一時的に家庭に入ってしまうということがあります。これは、日本や韓国などに独特なもので、保育施設整備が進んでいる北欧諸国などでは、こうした出産・育児期の落ち込みはみられず、台形のカーブを描いています。

36 川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター [P27]

同センターに加入した市内中小企業に対し、従業員の健康診断や旅行補助などの厚生事業、祝金や見舞金などの給付事業を行っています。加入資格は、市内で事業を行う従業員が1人から300人以下の事業所です。事業所単位の一括加入となりますが、パートタイマーも加入できます。通称名は「パセオかわにし」です。

37 男女雇用機会均等法 [P29]

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。この法律は、日本政府が女性差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環として昭和 60(1985)年に制定され、翌年 4 月 1 日に施行されました。

平成 9 (1997) 年の改正では、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理措置が義務規定となり、女性のみでの採用・女性優遇も原則禁止とされるなど男女平等をより徹底するとともに、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられました。

平成 19 (2007) 年 4 月の改正では、性差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

しかし、新自由主義経済によるグローバル化の中で、男女双方で非正規雇用が増え、就労環境は一層深刻になっています。また、未だ根強い固定的な性別役割意識なども壁となっており、法の実効性は疑問視されています。

38 パートタイム労働法 [P29]

正式名称は「短時間労働者の雇用管理等に関する法律」。少子・高齢化が進み、労働力が減少する中、パートタイム労働者がより能力を発揮できる雇用環境を整えることを目的に、平成 5 (1993) 年に成立しました。

平成 19 (2007) 年の改正では、雇い入れの際に労働条件を文書などで明確にすることや、パートタイム労働者の正社員への転換を進めることが企業に義務付けられるとともに、職務が正社員と同じ場合などには、パートタイム労働者と正社員を差別的に取り扱うことを禁じました。

39 川西しごと・サポートセンター [P29]

無料で職業相談や職業紹介を行っているほか、パソコン求人検索機によりパートタイムやフルタイムの求人情報を幅広く取得できる施設です。

40 川西市子ども・子育て計画 [P31、P40]

国の動向や本市の社会的背景に対応し、「川西市次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 27 (2015) 年 3 月末に策定されました。

41 川西市留守家庭児童育成クラブ [P33、P56]

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。就労等のため昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後や学校の休業期間に、市内 16 小学校・特別支援学校内に設置した育成クラブ室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

対象は、小学校または特別支援学校小学部に在籍する 1 年生から 6 年生までの児童です。

42 ファミリーサポートセンター事業 [P33]

核家族化や都市化等により、家族・親族、隣近所などの子育て支援が減少する中で、地域における子育て支援の一つとして地縁機能を代替し、従来の施設保育では対応しきれない保育ニーズに対応するために創設された事業です。

同センターのしくみは、「子育ての応援をしてほしい」「子育ての応援をしたい」という人が、依頼・協力・両方のいずれかで会員登録し、センターのアドバイザーを介して会員同士が出会い、その中で相互援助活動が行われます。援助の内容は、保育施設の保育開始前までの預りや保育終了後の預り、保育施設までの送迎、冠婚葬祭・買物などの外出時の預りなど、一時的でかつ短時間、軽易なものになっています。

43 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) [P37、38、P40]

性と生殖に関する健康 (リプロダクティブ・ヘルス) とは、平成 6 (1994) 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをいいます。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のことで、具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利のこ

とです。性生活や妊娠・出産などにおける女性の自己決定権や、カップルが健康な子どもを持つことができる最善の機会を得られるような適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利も含まれます。

44 HIV/エイズ（AIDS） [P37、P41、P42]

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことです。HIVに感染すると、HIVは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く分泌されます。唾液、涙、尿などの体液では他のヒトに感染させるだけのウイルス量は分泌されていません。そのため、主な感染経路は、「性的感染」「血液感染」「母子感染」となっています。

1980年代には「致死の病」とされていたエイズは、今日では発症を抑制する薬などが開発されています。しかし、平成28（2016）年の国内のエイズ患者（発症者）は、437件（前年428件）で、平成18（2006）年以降400件以上を維持しています。

45 性感染症 [P37、P41、P42]

性行為によって感染する病気。膣、ペニス、肛門、口などの粘膜を介して病原体に感染し、性器や腹腔内あるいは全身に病気が発症します。古くは梅毒と淋病がその代表でしたが、これらが抗生物質の登場によって減少したのに代わって、近年では、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローマ、エイズなどが増加しています。

性感染症は性的接触を介して誰もが感染する可能性があります。感染しても無症状であることが多く、治療に結びつかないだけでなく、自分の知らない間に他の人に感染させてしまうことがあります。

46 ライフステージ [P37、P41、P42]

幼年期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生を成長の度合いに応じて区分した、それぞれの段階のことです。

47 男性の更年期 [P41、P42]

女性と同様、男性にも更年期障害は発症することがあります。その症状は、女性と同様、動悸・のぼせなどの血管運動神経症状、不眠・うつ傾向などの精神神経症状、しびれ感・知覚鈍麻などの知覚異常症状といった障害が多く見られます。さらに、性欲の低下・勃起不全などの性機能症状などが加わります。

男性の場合は、30歳以降、睾丸ホルモンであるテストステロンの分泌が減少し始め、40歳代後半で症状が現れることがあります。女性の場合に比べ分泌量の変化が穏やかなため、老化現象の一部と認識され、気づかないことも多いようです。

48 セクシュアル・ハラスメント [P43、P44、P45、P47]

相手方の意に反する性的な言動であり、個人としての尊厳や名誉、プライバシーなどを侵害する行為です。基本的には、受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントとなります。

具体的には、ヌードポスターを貼る、食事やデートにしつこく誘う、性的な内容の電話手紙・電子メールをする、身体に不必要に接触する、性的な関係を強要するなどの行為です。また、女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要したり、宴席でのお酌や、カラオケでデュエットを強要したりするなどセクシュアル・ハラスメントに該当します。

49 パワー・ハラスメント [P43、P45]

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

50 スクール・ハラスメント [P43]

主に教師から児童・生徒に向けて行われる嫌がらせやいじめの総称です。

51 アカデミック・ハラスメント [P43]

大学などの学術機関において、教職員が学生や他の教職員に対して行う嫌がらせで、パワーハラスメントの一類型です。

- 52 マタニティ・ハラスメント [P43]
女性職員等に対して、妊娠・出産、育児に関する制度の利用等を理由として、精神的・身体的な苦痛を与えたり、不利益に取り扱ったりする行為をいいます。
- 53 パタニティ・ハラスメント [P43]
男性職員等に対して、育児に関する制度の利用等を理由として、精神的・身体的な苦痛を与えたり、不利益に取り扱ったりする行為をいいます。
- 54 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)[P43、P45]
介護疲れによる肉親の虐待などが後を絶たないことを受け制定され、平成18(2006)年4月に施行されました。高齢者への虐待を「身体的虐待」「介護放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに分類。家庭内や高齢者施設で虐待が疑われる事例を発見した者は、速やかに市町村に通報する義務があります。通報を受けた市町村は安全を確認し、必要な場合は地域包括支援センターの職員などによる立入調査や入所措置を講じます。
なお、対象の「高齢者」とは65歳以上で、「養護者」とは家族など高齢者を現に養護する者をいいます。
- 55 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)[P43、P45]
障害者の虐待の防止と早期発見、養護者への支援を講じるための法律です。平成23(2011)年6月に成立し、翌年10月に施行されました。
- 56 児童虐待防止法 [P45]
1990年代に児童虐待が社会問題化したことや、子どもの権利条約が平成6(1994)年に批准されたのを背景に平成12(2000)年に施行されました。平成16(2004)年の法改正で、虐待の確証がなくても疑われる場合には、児童相談所などへ通報することが義務づけられました。また、平成20(2008)年の改正では、児童相談所の権限が強化され、立ち入り調査に親の同意が得られない場合、裁判所の許可を得れば、強制的に立ち入りできるようになりました。
- 57 デートDV [P47]
恋人同士の間で起こる暴力のことをデートDVと言います。
殴ったり蹴ったりという「身体的暴力」だけでなく、メールやLINEの返信が遅いと言って切れたり、他の異性とは口をきくなという「行動の制限」、人前でパカにしたり、怒鳴ったりという「精神的暴力」、いつもデート費用を払わせたり、借りたお金を返さないという「経済的暴力」、嫌がっているのに無理やりキスやセックスをするという「性的暴力」など5つのタイプに分けられます。
- 58 配偶者暴力相談支援センター [P46、P50、P52、P57]
配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。
- 59 川西市男女共同参画センター [P50、P59、P60、P61、P62、P63]
昭和62(1987)年5月に県内初の「婦人センター」として、川西市丸の内町にオープンしました。平成3(1991)年、「女性センター」に名称変更したのち、平成14(2002)年6月には「男女共同参画センター」と名称変更するとともに、川西市小花1丁目に移転しました。男女共同参画に関する情報収集や各種講座の開催、女性のための相談の開設、男女共同参画社会を実現するための市民の活動・交流の支援、施設・設備の提供などを行っています。
また、平成22(2010)年4月から指定管理者制度を導入し、現在はNPO法人市民事務局かわにしと株式会社ジョイン川西による管理・運営が行われています。
- 60 地域担当職員 [P60、P64]
地域分権制度を推進していくため、地域と行政をつなぎ、各コミュニティ組織が策定する地域別計画に沿った地域課題の解決に向けて、必要に応じ、助言を行うなどの支援をする職員です。
- 61 コミュニティワーカー [P60、P64]
地域のニーズを踏まえて、その発展のために各種の組織・施設・機関の連携を図り、地域資源を活

用し、福祉活動、青少年育成、環境整備などに取り組む住民組織の支援にあたる専門職員のことをいいます。地域に入って必要な情報を提供したり、組織をつないだり、相談に応じたりする役割を担います。

62 川西市男女共同参画市民企画員 [P65、P66]

市民と行政との協働で男女共同参画を推進していくために男女共同参画に関する講演会などを企画・運営する、公募で選ばれた市民の方です。これまでにお招きした講師は次のとおりです。平成 23 (2011) 年度：フェミニズムのパイオニアの上野千鶴子さん、平成 24 (2012) 年度：MBSパーソナリティの近藤光史さん、平成 25 (2013) 年度：ファザーリング・ジャパン関西の和田憲明さん、平成 26 (2014) 年度：「ツレがうつになりまして。」の細川貂々さん、望月昭さん夫妻、平成 27 (2015) 年度：落語家の笑福亭松枝さん、平成 28 (2016) 年度：国際助産師の小川圭子さん。平成 29 (2017) 年度：弁護士の高坂明奈さん。

【参 考】

- 内閣府ホームページ「男女共同参画関連用語」「NPO」
- 外務省ホームページ「国際協力とNGO」
- 厚生労働省ホームページ「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」「障害者福祉」「パートタイム労働者の雇用管理の改善のために」ほか
- 兵庫県ホームページ「男女共同参画センター」「ファミリーサポートセンター」ほか
- 『岩波 女性学辞典』編集 井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代 (株)岩波書店
- 『女性のデータブック [第3版]』編者 井上輝子、江原由美子 (株)有斐閣
- 『アジアのなかのジェンダー』編者 川島典子、西尾亜希子 (株)ミネルヴァ書房
- 『続・はじめて学ぶジェンダー論』伊田広行 (株)大月書店 ほか

川西市男女共同参画審議会委員名簿

(平成 28 年度)

役職名	氏 名	職業・役職	選出基準	備 考
	ごとう よしふみ 後藤 善史		公募市民	
	こうじょうま えつよ 高上馬 悦代		公募市民	
	かわぐち げんご 川口 巖悟	一般社団法人川西青年会議所 総務委員長	市長指名	
	ごとう ひろゆき 後藤 弘行	川西市立緑台小学校校長	市長指名	
	しのだ しゅうじ 信田 修次	川西市商工会理事	市長指名	
	ささき りょうこ 佐々木 良子	兵庫六甲農業協同組合 JA 川西女性会 前本部役員(会計) 前加茂支部支部長	市長指名	
	よねざわ たくや 米澤 拓哉	市議会議員	市議会議員	10月27日まで
	もりもと たけし 森本 猛史	市議会議員	市議会議員	10月27日まで
	きたうえ あきひと 北上 哲仁	市議会議員	市議会議員	10月28日から
	くろだ みち 黒田 美智	市議会議員	市議会議員	10月28日から
会 長	だかしま のぶこ 高島 進子	神戸女学院大学名誉教授	学識経験者	
	なかたに ふみえ 中谷 文恵	弁護士	学識経験者	
	にしお あきこ 西尾 亜希子	武庫川女子大学准教授	学識経験者	
副会長	わだ さとこ 和田 聡子	大阪学院大学教授	学識経験者	

順不同(敬称略)

(平成 29 年度)

役職名	氏 名	職業・役職	選出基準	備 考
	さ さ き ふ み え 佐々木 史恵		公募市民	
	い が ら し ふ さ こ 五十嵐 富佐子		公募市民	
	は し も と ゆ う き 橋本 有輝	弁護士 川西市商工会理事	市長指名	
	や ま だ し ず こ 山田 静子	兵庫六甲農業協同組合 JA 川西女性会会長	市長指名	
	も り も と た け し 森本 猛史	一般社団法人川西青年会議所 専務理事	市長指名	
	き む ら ひ ろ あ き 木村 浩章	川西市立川西南中学校校長	市長指名	
	く る だ み ち 黒田 美智	市議会議員	市議会議員	10月27日まで
	き た う え あ き ひ と 北上 哲仁	市議会議員	市議会議員	10月27日まで
	し ば や す は る 斯波 康晴	市議会議員	市議会議員	10月27日から
	す ず き み つ よ し 鈴木 光義	市議会議員	市議会議員	10月27日から
	も り な お こ 守 如子	関西大学准教授	学識経験者	
	な か た に ふ み え 中谷 文恵	弁護士	学識経験者	
副会長	に し お あ き こ 西尾 亜希子	武庫川女子大学准教授	学識経験者	
会長	わ だ さ と こ 和田 聡子	大阪学院大学教授	学識経験者	

順不同（敬称略）

男女共同参画プランの見直しに係る審議会検討経過

回数	開催日	審議会	主な検討事項
1	平成28年 5月16日	全体会	市長から男女共同参画プランの見直しについて諮問を受ける *平成28年度 男女共同参画プランの取組について *男女共同参画に関する市民意識調査について
2	7月6日	全体会	*男女共同参画に関する市民意識調査について *平成27年度 男女共同参画プランの進捗状況について *専門部会について
3	11月25日	プラン改定作業部会	*答申までのスケジュール(案)について *第3次男女共同参画プラン(改定版)の素案について
4	12月27日	プラン改定作業部会	*第3次男女共同参画プラン(改定版)の素案について
5	平成29年 1月27日	全体会	*男女共同参画に関する市民意識調査中間報告について
6	3月22日	全体会	*第3次男女共同参画プラン(改定版)について
7	5月31日	全体会	*正・副会長の選出について *平成29年度 男女共同参画庁内推進体制について *答申書案について
8	7月3日	全体会	*平成28年度 男女共同参画プランの進捗状況について *答申書案について
9	8月24日	全体会	*平成28年度 男女共同参画プランの進捗状況について *答申書案について

川西市男女共同参画審議会規則

平成15年3月31日
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。

4 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうち、会長が指名するものをもって充てる。

5 第4条第3項及び前条の規定は、部会長の職務及び部会の会議について準用する。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進室において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市男女共同参画審議会会長之印	方 2.1	会長名をもつてする文書	1	市民生活部人権推進室長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の委嘱の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱される第3条第2項第2号の委員は、同条第3項の規定によらずに市長が委嘱することができる。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年7月28日規則第53号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月31日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



川西市市民憲章

平成29年1月1日 公示

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- か 語りあう 未来の希望 あしたの話
- わ 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち
- に 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと
- し 信じよう 平和と共生 育むところ

第3次川西市男女共同参画プラン（改定版）

～男女の自律と平等をめざして～

発行日 平成30（2018）年3月

編集・発行 川西市 市民環境部 人権推進課

〒666-8501

兵庫県川西市中央町12番1号

電話 072-740-1111（代表）

※この冊子は市役所内で印刷しています。

第3次 川西市男女共同参画プラン